

資料 5

水源林造成事業を巡る諸情勢について

○森林環境税（仮称）・森林環境譲与税（仮称） P 1

○新たな森林管理システム（森林経営管理法案） P 4

○平成 29 年度補正予算・平成 30 年度予算案 P 5
（林野庁関係）

（予算関係参考資料） P 9 ~ 4 2

<水源林造成事業関係>

・平成 29 年度補正予算 P 3 0

・平成 30 年度予算案 P 3 9

森林環境税(仮称)等の創設について(案)

～平成30年度与党税制改正大綱より～

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要なた地方財源を安定的に確保する観点から、次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設する。

1. 森林環境税(仮称)の創設 [平成36年度から課税]

納税義務者等: 国内に住所を有する個人に対して

課する国税

税 率: 1,000円(年額)

賦 課 徴 収: 市町村が個人住民税と併せて

賦課徴収

国への払込み: 都道府県を経由して全額を国の

譲与税特別会計に払込み

そ の 他: 個人住民税に準じて非課税の範囲、

減免、納付・納入、罰則等に関して

所要の措置

2. 森林環境譲与税(仮称)の創設 [平成31年度から譲与]

譲 与 総 額: 森林環境税(仮称)の収入額(全額)に相当する額

譲 与 団 体: 市町村 及び 都道府県

使 途:

(市町村) 間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用

(都道府県) 森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用

譲 与 基 準:

(市町村) 総額の9割に相当する額を私有林人工林面積(5/10)、

林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分

※私有林人工林面積については、林野率により補正

(都道府県) 総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分

使 途 の 公 表: インターネットの利用等の方法により公表

3. 制度創設時の経過措置

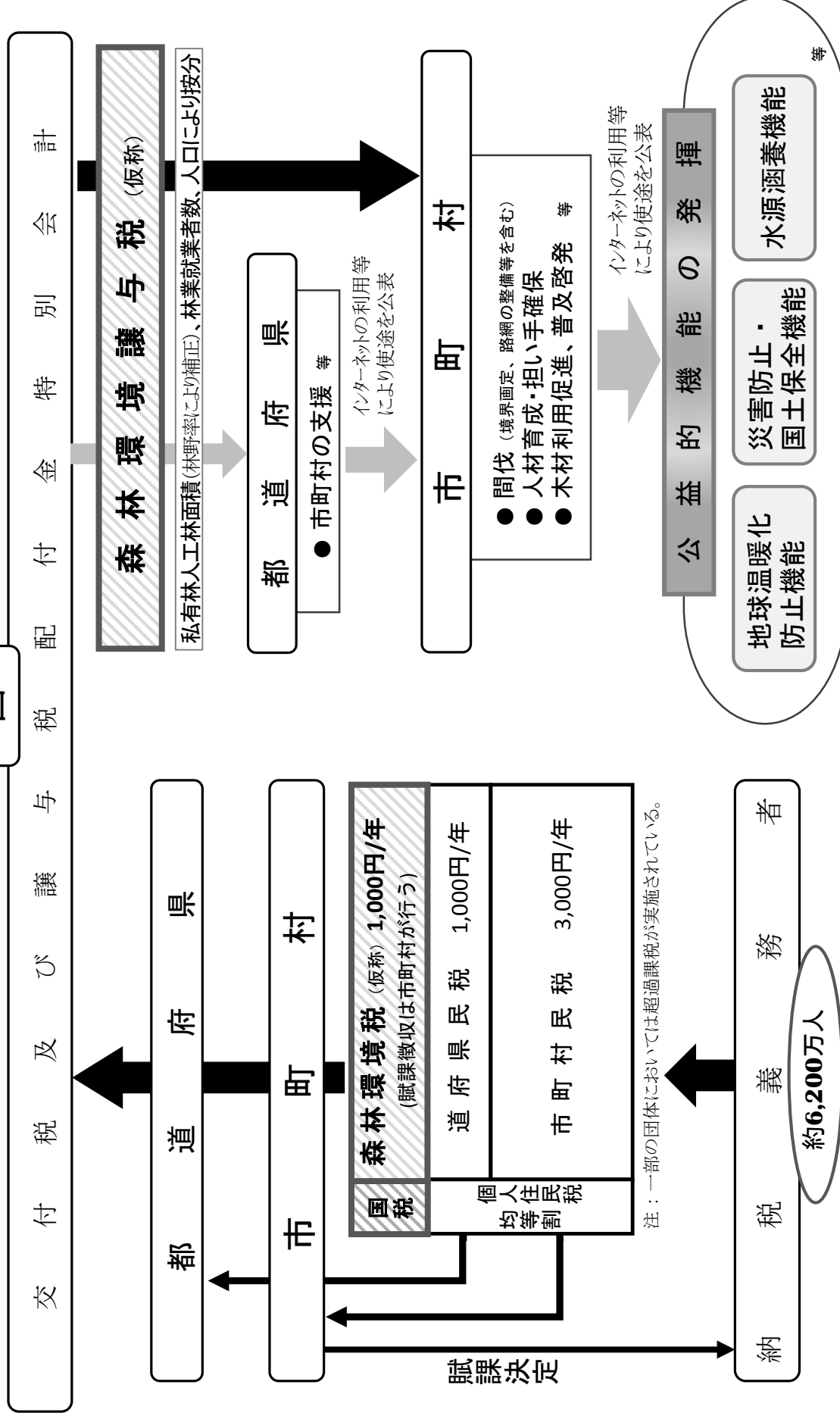
- 平成35年度までの間における譲与財源は、暫定的に譲与税特別会計における借入れにより対応。市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定しつつ、借入金は、後年度の森林環境税(仮称)の税収の一部をもって確実に償還。
- 制度創設当初は、都道府県への譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。

森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の制度設計イメージ

森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組み

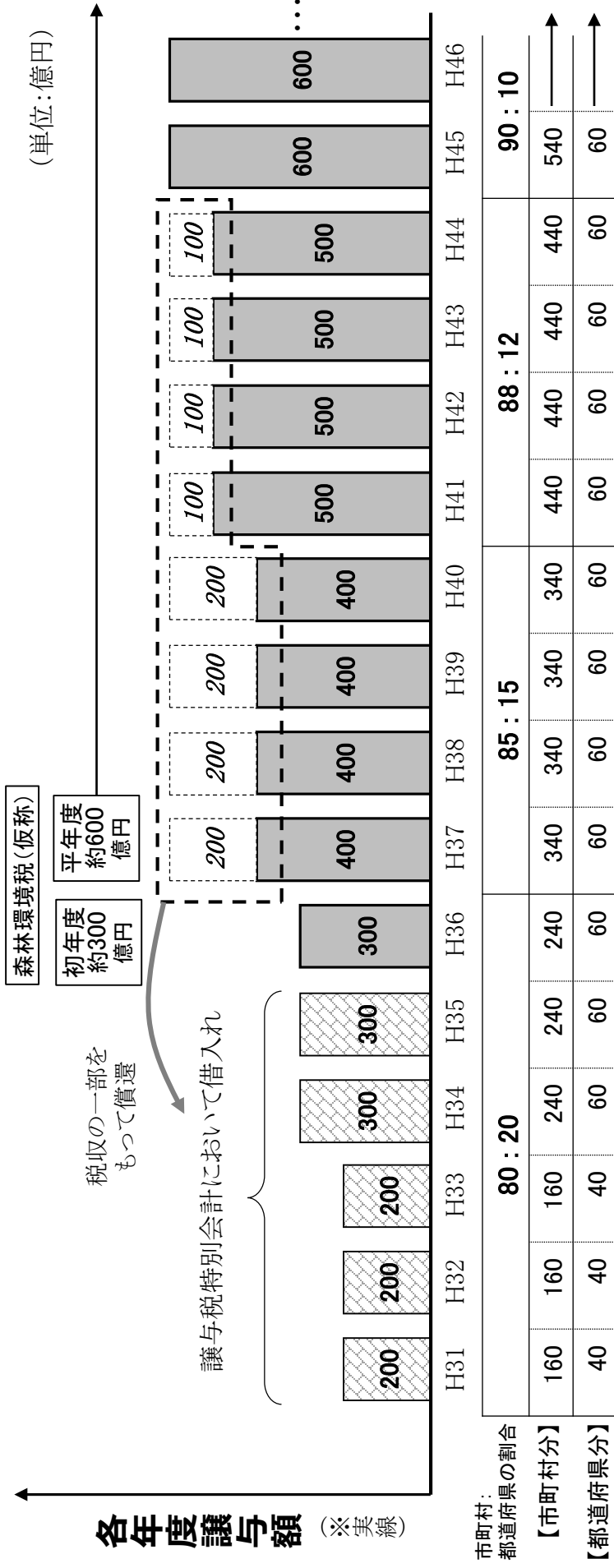
平成36年度から施行

平成31年度から施行



森林環境譲与税(仮称)の各年度の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)
- 使用の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を譲与基準として設定。



※収入は粗い見込み値であり、計数全般について借入金利子を勘案していない。

※課税開始初年度である平成36年度は、市町村への納付・納入が行われるのが6月以降であり、都道府県を経由して国の譲与税特別会計に払い込まれるまで時間を要すること等から、平年度化後の税収(約600億円程度)の概ね半分の約300億円の譲与額となるが見込まれる。

50% : 私有林人工林面積 (※林野率による補正)

20% : 林業就業者数

30% : 人口

市町村分

都道府県分

森林経営管理法案の概要

趣 旨

- 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るためには、市町村を介して林業経営の意欲の低い小規模零細な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行う仕組みを構築する必要がある。
- このため、以下の措置を基本とする新たな経営管理の仕組みを講ずる。
 - ① 森林所有者に適切な経営管理を促すため、経営管理の責務を明確化するとともに
 - ② 森林所有者自らが経営管理を実行できない場合に、市町村が経営管理の委託を受け意欲と能力のある林業経営者に再委託する。
 - ③ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が経営管理を行う。

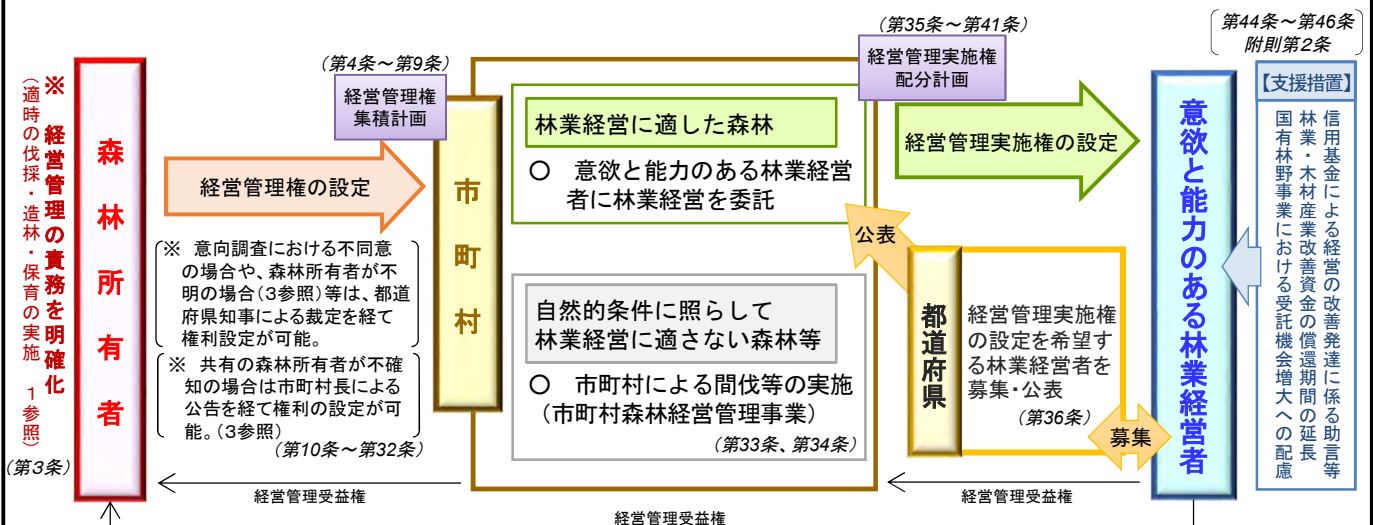
法案の概要

1. 森林所有者の責務の明確化

- 森林所有者は、その権原に属する森林について、適時に伐採、造林又は保育を実施することにより、自然的経済的社会的条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行わなければならないこととする。 (第3条)

2. 森林の経営管理の仕組み

- 市町村は、区域内の森林の経営管理が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとし、経営管理の状況や集積の必要性等を勘案しつつ、経営管理権集積計画を作成することにより、森林所有者の委託を受けて立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育等を行うための権利(経営管理権)を、森林所有者から取得できるよう措置。 (第3条～第9条)
- 都道府県知事が経営管理実施権の設定を希望する者を募集し、応募した林業を営む者(意欲と能力のある林業経営者)に対して、市町村が経営管理実施権配分計画により経営管理実施権を設定できるよう措置。 (第35条～第41条)
- 経営管理権を取得した森林のうち、自然的条件に照らして林業経営に適さないもの等について市町村が自ら経営管理(市町村森林経営管理事業)できるよう措置。 (第33条)



3. 所有者不明森林に係る措置

- 森林所有者の全部又は一部が不明のものについて、一定の手続により市町村に経営管理権を設定することを可能とする措置を講ずる。 (第10条～第32条)

平成30年度 林野庁関係予算(総括表)

平成29年12月

区 分	平成29年度 当初予算額	平成30年度 概算決定額(A)	(29年度補正追加額)	
			補正額(B)	A+B
	億円	億円	億円	億円
公共事業費	1,900	1,900	521	2,421
一般公共事業費	—	(100.0%)	—	
治山事業費	1,800	1,800	320	2,120
—	—	(100.0%)	—	
森林整備事業費	597	597	195	792
—	—	(100.0%)	—	
災害復旧等事業費	1,203	1,203	125	1,328
—	—	(100.0%)	—	
—	100	100	201	300
—	—	(100.0%)	—	
非公共事業費	1,055	1,097	342	1,438
—	—	(103.9%)	—	
林業成長産業化総合対策 (一部公共の成長産業化路網枠)		235		
—		—		
合板・製材・集成材国際競争力強 化対策 (一部公共のTPP・日EU対策)			400	
—			—	
合 計	2,956	2,997	862	3,859
	—	(101.4%)	—	

(注)1 上記のほか、農山漁村地域整備交付金(917億円の内数)及び農山漁村振興交付金(101億円の内数)に、林野関係事業を措置している。

2 ()内の数字は前年度比。

3 計数は、四捨五入のため合計とは一致しない場合がある。

平成30年度林野関係予算のポイント

1. 林業成長産業化総合対策<一部公共>

235億円

(一)

意欲と能力のある林業経営体に森林の経営・管理を集積・集約化する新たな森林管理システムを構築することが見込まれる地域を中心として、路網整備・機械導入を重点的に支援するほか、主伐・再造林の一貫作業の推進、川下との連携強化、CLTやJAS無垢材の利用拡大など、川上から川下までの取組を総合的に支援

・林業成長産業化総合対策(非公共)

155億円

(一)

・森林整備事業(公共)
のうち成長産業化路網枠

80億円

ア 林業・木材産業成長産業化促進対策

意欲と能力のある林業経営体の育成、新たな森林管理システムを構築することが見込まれる地域を中心とした路網整備や高性能林業機械の導入、主伐・再造林の一貫作業、木材関連事業者等が行う施設整備等を支援

イ ICT・人づくりによる成長産業化支援対策

ICT等の先端技術を活用した森林施業の効率化や需給マッチングによる流通コストの削減などスマート林業の構築に向けた取組、施業現場の管理者育成等を支援

ウ 木材需要の創出・木材産業活性化対策

非住宅分野を中心としたJAS構造材等の利用拡大、中高層建築物等に活用できるCLTの利用促進、公共建築物の木造化・木質化に向けた普及促進、「地域内エコシステム」の構築促進などによる新たな木材需要の創出、地域材の生産・加工・流通体制づくり、高付加価値木材製品の輸出拡大等を支援

2. 合板・製材・集成材国際競争力強化対策<一部公共>

木材製品の国際競争力を強化するため、林業経営を集積・集約化する地域に対して、路網整備や高性能林業機械の導入等を支援するとともに、加工施設の大規模化・高効率化や高付加価値品目への転換、木材製品の消費拡大を支援

【補正予算】

400億円

うち森林整備事業(公共)

60億円

3. 森林・林業人材育成対策

ア 「緑の人づくり」総合支援対策

49億円

(一)

林業への就業前の青年に対する給付金の支給や、「緑の雇用」事業により新規就業者を現場技能者に育成する研修等を支援

(林業成長産業化総合対策で実施)

イ 成長産業化支援人材育成対策

効率的な現場作業を主導することのできる現場の管理者を育成するためのキャリアアップ研修等を支援

235億円の内数

(一)

4. 森林・山村の多面的機能の発揮

ア 森林・山村多面的機能発揮対策 15億円
(17億円)
森林・山村の多面的機能の発揮を図るため、地域における活動組織が実施する森林の保全管理や森林資源の利用等の取組を支援

イ 地域における林業経営の推進 (林業成長産業化総合
対策で実施)
235 億円の内数
(-)
地域における自伐林業グループ等による将来的な林業経営の集約化に資する森林管理や資源利用等の取組を支援

5. 花粉発生源対策推進事業 1億円 (1億円)

花粉症対策苗木への植替えの支援、花粉飛散防止剤の実証試験、スギ・ヒノキの雄花着花状況調査等を進めるとともに、これらの成果の普及啓発等を一体的に実施

6. 「クリーンウッド」利用推進事業 【補正予算】 2億円

クリーンウッド法(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律)に基づく木材関連事業者の登録が始まったことを踏まえ、合法性確認に資する生産国の関連情報の収集や登録促進のための取組を実施

7. 木づかい・森林づくり推進事業 2億円 (2億円)

日本の「木の文化」の国内外への情報発信や多様な主体による森林づくりの促進等の木づかい・森林づくりを推進する取組の支援、国有林における多言語による情報発信等を実施

8. シカによる森林被害緊急対策事業 2億円 (2億円)

シカによる森林被害が深刻な地域等において、林業関係者が主体となった広域かつ計画的な捕獲等をモデル的に実施

9. 森林整備事業<公共> 1,203億円 【補正予算】 (1,203 億円) 125 億円

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を実現するため、意欲と能力のある林業経営体や、同経営体が森林の経営・管理を集積・集約化する地域に対し、間伐や路網整備、主伐後の再造林等を重点的に支援

10. 治山事業<公共> 597億円 【補正予算】 (597億円) 195 億円

集中豪雨、流木被害の拡大等に対する山地防災力の強化のため、荒廃山地の復旧・予防対策、総合的な流木対策の強化等を推進

林野予算の概要

(平成30年度・平成29年度補正)

お問合せ先: 林野庁林政課 三上、大本
内線(6015) 直通03-6744-1777

意欲と能力のある経営体の活動地域への重点支援
【林業成長産業化総合対策 235億円】

持続的林業確立対策

- ▶ 新たなスキームの下で意欲と能力のある経営体に森林の経営・管理を集積・集約化する地域を重点的に支援することとし、路網整備・機械導入の集中的な実施、主伐・再造林の一貫作業等を推進(森林整備事業(公共)の成長産業化路網枠により、あわせて路網整備を推進。)



伐採



造林

ICT・人づくりによる成長産業化支援対策

- ▶ ICTを活用した路網整備や作業システムの効率化のための人材育成
- ▶ 「スマート林業」を実現するため、ICTの活用による先進的な取組や、その普及展開を推進

木材産業等競争力強化対策

- ▶ 意欲と能力のある経営体との連携を前提に、木材加工流通施設、木質バイオマス関連施設、木造公共建築物等の整備等を支援

木材需要の創出・木材産業活性化対策

- ▶ 非住宅分野を中心としたJAS構造材(無垢製材、CLT)の利用拡大

- ▶ 「地域内エコシステム」構築に向けたモデル的取組の促進

JAS構造材(2×4製材)を活用した大型商業ビル



川上
森林所有者
素材生産業者等



川中
製材業者・
合板業者等



川下
木材需要者

森林資源の適切な管理に向けた森林の整備・保全

- ▶ 意欲と能力のある経営体や、同経営体が森林の経営・管理を集積・集約化する地域に対し、間伐や路網整備、主伐後の再造林等を重点支援【森林整備事業 1,203億円】 29補正 125億円
- ▶ 集中豪雨、流木被害の拡大等を踏まえた荒廃山地の復旧・予防対策、総合的な流木対策等を推進
【治山事業 597億円】 29補正 195億円

森林の多面的機能の発揮

- ▶ 地域の自伐林業グループなどによる森林の保全管理等を支援
【森林・山村多面的機能発揮対策 15億円】
- ▶ シカの広域かつ計画的捕獲等をモデル的に実施
【林業成長産業化総合対策(235億円の内数)】
- ▶ 花粉症対策苗木への植替えに加え、花粉発生源対策に係る成果の普及等を支援
【シカによる森林被害緊急対策事業 2億円】
【花粉発生源対策推進事業 1億円】

林業を支える担い手の確保・育成

- ▶ 「緑の雇用」事業等により新規就業者の育成、キャリアアップ研修を支援
【「緑の人づくり」総合支援対策 49億円】
- ▶ 【林業成長産業化総合対策(235億円の内数)】

木材製品の国際競争力強化

- ▶ 木材製品の国際競争力強化を図るため、路網整備・高性能林業機械の導入支援、加工施設の大規模化・高効率化、高付加価値品目への転換、JAS構造材(無垢製材、CLT)の消費拡大を支援
29補正【合板・製材・集成材国際競争力強化対策 400億円】

合法伐採木材等の利用促進

- ▶ クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録開始を受け、合法性確認に資する情報収集、登録促進を実施
29補正【「クリーンウッド」利用推進事業 2億円】

参 考 資 料 目 次

平成30年度当初予算

○ <u>林業成長産業化総合対策（一部公共）</u>	1
○ <u>森林・林業人材育成対策</u>	4
○ <u>森林・山村多面的機能発揮支援対策</u>	7
○ <u>花粉発生源対策推進事業</u>	10
○ <u>木づかい・森林づくり推進事業</u>	13
○ <u>シカによる森林被害緊急対策事業</u>	18
○ <u>森林整備事業（公共）</u>	21
○ <u>治山事業（公共）</u>	23

平成29年度補正予算

○ <u>合板・製材・集成材国際競争力強化対策（一部公共）</u>	26
○ <u>「クリーンウッド」利用推進事業</u>	28
○ <u>森林整備事業（公共）</u>	30
○ <u>治山事業（公共）</u>	32

林業成長産業化総合対策

【23,470（一）百万円】

対策のポイント

「新たな森林管理システム」の下で、意欲と能力のある経営体に森林の経営・管理を集積・集約化することとし、路網整備・機械導入を重点実施するほか、主伐・再造林の一貫作業、川下との連携による木材の安定供給の推進、川上と連携した加工施設整備、非住宅分野等での J A S 無垢材や C L T の利用拡大など、川上から川下までが連携した取組を総合的に支援します。

<背景／課題>

- ・戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、これらの森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を図ることが重要です。
- ・他方、我が国の森林経営は小規模・零細であり、経営の基盤となる路網整備は十分でなく、木材の生産から加工流通まで多段階でコストが高いという課題を抱えています。
- ・このため、意欲と能力のある経営体に森林の経営・管理を集積・集約化するとともに、川上から川下までが連携して生産・加工・流通コストの一体的な削減を図っていくこと等が必要です。

政策目標

国産材の供給・利用量の増加
(2,500 万^m (平成 27 年) → 4,000 万^m (平成 37 年))

<主な内容>

1. 林業・木材産業成長産業化促進対策 12,290（一）百万円
意欲と能力のある経営体への集積・集約化が見込まれる、資源豊富な人工林等に対して路網整備や機械導入を重点的に実施し、連携する川下への木材の安定供給を図るほか、主伐・再造林の一貫作業、木材製品の安定的・効率的な供給に川上と連携して取り組む木材加工流通施設の整備等を通じ、森林資源の高度利用と生産・加工・流通コストの一体的な削減を図ります。
(1) 持続的林業確立対策
(2) 木材産業等競争力強化対策
(3) 林業成長産業化地域創出モデル事業
2. 森林整備事業（路網）関連分 8,000（一）百万円
意欲と能力のある経営体への集積・集約化が見込まれる、資源豊富な人工林等に対して幹線となる林道等の路網整備を重点的に実施します。
3. 川上・川下連携による成長産業化支援対策 2,481（一）百万円
(1) ICT、人づくりによる成長産業化支援対策
ICT等の先端技術を活用した森林施業の効率化や需給マッチングによる流通コストの削減などスマート林業の構築に向けた取組、施業現場の管理者育成等を支援します。
① スマート林業構築推進事業
② 木材生産高度技術者育成対策
③ 現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策

(2) 木材需要の創出・木材産業活性化対策

新たな木材需要を創出するため、非住宅分野を中心とした J A S 構造材（無垢製材、C L T）の利用拡大、中高層建築物等に活用できる C L T の利用促進、顔の見える木材での快適空間づくり、民間部門における公共建築物の木造化・木質化に向けた普及促進、高付加価値木材製品の輸出拡大、地域内で森林資源のエネルギー利用等を進める「地域内エコシステム」の構築に向けたモデル的な取組などを支援します。

また、川上から川下の関係者による地域の生産・加工・流通の効率化に向けた需給協議会の開催や、合法伐採木材等の流通・利用促進に係る取組を支援します。

- ① 木材産業・木造建築活性化対策
 - ア 非住宅分野を中心とした無垢構造材等利用拡大事業
 - イ C L T 等新たな木質建築部材利用促進・定着事業
 - ウ 顔の見える木材での快適空間づくり事業
 - エ 新たな生産・加工・流通体制づくり推進対策事業
- ② 木材需要の創出・輸出力強化対策
 - ア 民間部門主導の木造公共建築物等整備推進事業
 - イ 高付加価値木材製品輸出促進事業
 - ウ 「地域内エコシステム」構築事業
 - エ 「クリーンウッド」普及促進事業

4. 林業・木材産業金融対策

698（一）百万円

木材を低コストで安定供給する体制を整備するため、意欲と能力のある経営体等が行う設備投資等に対する融資の充実を図ります。

- (1) 林業施設整備等利子助成事業
- (2) 木材需要拡大・安定供給支援林業信用保証事業
- (3) 木材産業等高度化推進資金事業

（ 交付率等：定額（1／2、1／3以内等）、委託、直轄
事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、
木材関連業者等の組織する団体、森林整備法人等 ）

（ お問い合わせ先：
1の事業 林野庁計画課 (03-6744-2300)
2の事業 林野庁整備課 (03-6744-2303)
3(1)の事業 林野庁計画課 (03-6744-2300)
林野庁研究指導課 (03-3501-5025)
林野庁経営課 (03-3502-1629)
(2)の事業 林野庁木材産業課 (03-3502-8062)
林野庁木材利用課 (03-6744-2120)
4の事業 林野庁企画課 (03-3502-8037) ）

林業成長産業化総合対策

【平成30年度予算概算決定額 23,470百万円】

意欲と能力のある経営体に森林の経営・管理を集積・集約化する新たな森林管理システムを構築することが見込まれる地域を中心として、路網整備・機械導入を重点的に支援するほか、主伐・再造林の一貫作業の推進、川中・川下との連携強化、JAS無垢材の利用拡大など、川上から川下までの取組を総合的に支援します。



林業・木材産業成長産業化促進対策 【12,290百万円】

（持続的林業確立対策）
〔新たな森林管理システムを構築する地域に対し重点的に支援〕

林業成長産業化地域創出モデル事業
 ・新たな森林管理システムを活用して先進的に取り進む地域として支援
民国連携

林業成長産業化地域域域安全対策事業
 ・山村地域の防災・減災対策
 ・森林資源保全対策
 （鳥獣害、病虫害対策等）

意欲と能力のある経営体の育成
 ・主伐を行う素材生産業者等の規模拡大等を支援
民国連携

森林整備地域活動支援交付金等
 ・施策の集約化に向けた境界の明確化
 ・地域の自伐林家等への支援

路網整備
 ・木材の搬出コストを低減するための基盤整備
民国連携

高性能林業機械導入（購入、リース）
 搬出間伐の推進

資源高度利用型施策
 ・主伐時の全木集材、それと一貫して行う再造林の実施

コンテナ苗生産基盤施設等整備
 ・造林のコスト削減に資するコンテナ苗の安定供給

（木材産業等競争力強化対策）
〔意欲と能力のある経営体との連携を前提に支援〕

木材加工流通施設等の整備
 ・需要者ニーズに対応した木材製品の安定的・効率的な供給体制を構築

木造公共建築物等の整備
 ・CLTの活用など木材利用のモデル性が高い施設の木造化・木質化を重点的に支援

木質バイオマス利用促進施設の整備
 ・地域連携の下で熱利用又は熱電供給に取り組む「地域内エコシステム」を重点的に支援

特用林産振興施設の整備
 ・地域経済で重要な役割を果たすきのこのほだ場など特用林産物の生産基盤等の整備を支援

林業成長産業化地域創出モデル事業
 ・新たな森林管理システムを活用して先進的に取り進む地域として支援
民国連携

ICT、人づくりによる成長産業化支援対策

- ・ICTの活用支援（需給マッチング、路網整備の効率化のための人材育成等）
- ・「緑の雇用」による施業現場の管理者の育成や労働安全対策

川上・川下連携による成長産業化支援対策 【2,481百万円】

木材需要の創出・木材産業活性化対策

- ・新たな需要につながる非住宅分野を中心としたJAS無垢材、CLT等の利用促進
- ・高付加価値製品による海外需要の開拓
- ・CNFなどのマテリアル開発支援等

森林整備事業（成長産業化路網枠）

【8,000百万円】

- ・木材を低コストで安定供給する体制を整備するため、意欲と能力のある経営体等が行う設備投資等に対する融資を充実

林業・木材産業金融対策 【698百万円】

森林・林業人材育成対策

【「緑の人づくり」総合支援対策 4, 862 (一) 百万円】

【林業成長産業化総合対策 23, 470 (一) 百万円の内数】

対策のポイント

「緑の雇用」事業を通じた新規就業者の確保・育成や林業への就業前の青年に対する給付金の支給等を行うとともに、森林・林業に関する高度な知識・技術を有する人材を育成します。

<背景/課題>

- ・林業の持続的かつ健全な発展を図り、成長産業化を実現するためには、施業集約化等の推進、低コストで効率的な作業システムによる施業の実施とともに、これらを担う人材の確保・育成・キャリアアップが必要です。
- ・このため、新規就業者の確保に向けた取組や研修の効率的・効果的な実施、事業体の雇用環境の改善により、間伐等の森林施業を安全かつ効率的に行える現場技能者を確保・育成するとともに、地域における森林づくりのマスタープランとなる市町村森林整備計画の作成・実行を指導できる技術者や施業集約化・森林経営計画作成を着実に実践できる能力を有する技術者の育成が重要です。

政策目標

- 新規就業者を1,200人確保（平成30年度）
- 森林施業プランナーを2,100人認定（平成32年度）
- 民有林における森林経営計画の作成率を60%に向上（平成32年度）
- 森林総合監理士を2,000人以上育成（平成32年度）
- 現場管理責任者・統括現場管理責任者を累計5,000人育成（平成22～32年度）
- 林業労働災害死傷者数を15%以上減少（平成31年度（対平成26年度比））

<主な内容>

1. 「緑の人づくり」総合支援対策 4, 862 (一) 百万円
(1) 森林・林業新規就業支援対策 4, 810 (一) 百万円
① 「緑の雇用」新規就業者育成推進事業 4, 500 (一) 百万円

林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき都道府県の認定を受けた林業事業体が新規就業者を雇用して行う研修等を支援します。

ア 林業への新規就業者の確保に向けた就業ガイダンス、作業実態等の理解を図るためのトライアル雇用(3ヶ月を上限)

イ 新規就業者を林業作業士(フォレストワーカー)として育成するための3年間の体系的な研修(集合研修とOJTの組み合わせ)

※1 一定程度の知識・技術を有する林業大学校等修了生は集合研修を省略可

※2 OJTは8ヶ月を上限として研修生1人当たり9万円/月等を助成

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

- ② 緑の青年就業準備給付金事業 272 (一) 百万円

林業大学校等において、林業への就業に必要な知識・技術やICTを活用した先端技術、労働安全衛生等の専門性の高い知識・技術の習得を促進し、将来的に林業経営をも担い得る有望な人材として期待される青年を支援します。

※ 就業希望者1人当たり最大150万円/年の給付金を最長2年間支給

補助率：定額
事業実施主体：都道府県等

- ③ 多様な担い手育成事業 38 (一) 百万円
 林業後継者を育成・確保するため、高校生等に対する就業体験、女性林業従事者の活躍促進のための課題解決、林業グループの育成に対する取組等を支援します。
委託費、補助率：定額
委託先、事業実施主体：民間団体等

(2) 森林づくり主導人材育成対策 51 (一) 百万円

- ① 森林施業プランナー育成対策事業 38 (一) 百万円
 地域ごとの特性を踏まえたより実践力のある森林施業プランナーを育成するための各種研修等を実施します。特に、主伐・再造林の施業提案の作成やタブレットなどのデジタル技術の活用方法など研修内容の充実を図ります。
補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体等

- ② 森林総合監理士等技術者活動支援事業 13 (一) 百万円
 先進的な地域活動を全国に普及させるためのネットワーク構築、大学等と連携した技術者の実践的な継続教育を支援します。
委託費
委託先：民間団体等

2. 林業成長産業化総合対策のうち、成長産業化支援人材育成対策

23,470 (一) 百万円の内数

(1) 現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策

林業成長産業化総合対策において、効率的かつ効果的な木材生産を実現するため、林業の現場を管理する班長クラスの責任者の育成や林業労働安全の取組を支援します。

- ① 効率的な現場作業を主導することのできる現場管理責任者（フォレストリーダー）、統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）を育成するためのキャリアアップ研修
 ※ 生産性向上、低コスト化、技能評価等に係る研修内容を充実
- ② 就業者のキャリア形成を通じて、雇用の安定を図るための能力評価システムの導入等
- ③ 林業事業体の自主的な安全活動を促進するため、労働安全の専門家による林業事業体への安全指導等

補助率：定額
 事業実施主体：民間団体等

(2) 持続的林業確立対策（林業担い手等の育成確保）

林業経営の担い手の育成・確保のため、地域の実情に応じた技能講習、生産管理等の専門家の派遣、川上と川下の木材の直接取引の推進、伐採・造林の一貫作業に係る技術研修など事業体連携のほか、林業作業の安全に向けた実技講習会・セミナー等林業労働災害防止対策等、都道府県等が実施する取組を支援します。

補助率：定額（1/2）
 事業実施主体：都道府県等

お問い合わせ先：

- {
- | | | |
|---|--------------------|----------------|
| 1 | (1) ①・②、(2) ①、2の事業 | (03-3502-8048) |
| | 林野庁経営課 | |
| 1 | (1) ③、(2) ②の事業 | (03-3502-5721) |
| | 林野庁研究指導課 | |
- }

森林・林業人材育成対策

【平成30年度予算概算決定額 4,862(一)百万円】
 【林業成長産業化総合対策 23,470(一)百万円の内数】

- 「緑の雇用」事業等により、新規就業者の確保・育成を図るとともに、森林づくりを主導する人材を育成
- 林業の成長産業化のために必要な現場技能者のキャリアアップ等を図るとともに、都道府県等の担い手対策を支援

○ 「緑の人づくり」総合支援対策 【4,862(一)百万円】

■ 「緑の雇用」事業等による新規就業者の確保・育成

就業前の対策

高校生等の就業体験

林業大学等で学ぶ青年への
給付金の支給

ガイダンスの開催

就業後の対策



トライアル雇用
〔作業実態等の理解
3ヶ月程度の短期研修〕



林業作業士
(フォレストワーカー)
〔3年間の基本的研修〕

■ 森林づくりを主導する人材の育成

➢ 森林施業プランナーの育成

地域の特性を踏まえた実践力のある森林施業プランナーを育成するための各種研修等



相談



指導
助言

➢ 森林総合監理士等の技術的水準向上

先進的な地域活動を全国に普及させるためのネットワーキング構築、大学・林業大学校等と連携した技術者の継続教育



○ 成長産業化支援人材育成対策 【23,470(一)百万円の内数】

■ 現場技能者のキャリアアップ・林業労働安全への支援

- 現場管理責任者等の育成
現場を管理する班長クラスの責任者育成に向けたキャリアアップ研修等

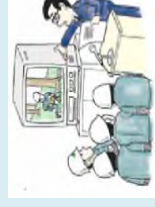
林業作業士等
(フォレストワーカー)

現場管理責任者
(フォレストリーダー)
〔就業5年以上〕

統括現場管理責任者
(フォレストマネージャー)
〔就業10年以上〕

➢ 労働安全の専門家による安全診断等

林業事業者の自主的な安全活動を促進するため、労働安全の専門家による林業事業者への指導



■ 都道府県等の担い手対策の支援

- 雇用改善・事業合理化
地域の実情に応じた技能講習、林業事業者の雇用改善等の取組
- 林業経営体の経営・人材基盤の強化
生産管理等の専門家の派遣、伐採・造林の一貫作業に係る技術研修など事業者連携
- 林業労働災害の撲滅
林業作業の安全に向けた実技講習会・セミナー等

森林・山村多面的機能発揮支援対策

【森林・山村多面的機能発揮対策 1,501(1,700)百万円】

【林業成長産業化総合対策 23,470(ー)百万円の内数】

対策のポイント

森林・山村の多面的機能の発揮を図るため、地域における自伐林業グループなどの活動組織が実施する森林の保全管理や森林資源の利用等の取組を支援します。

<背景/課題>

- ・森林・山村の有する多面的機能を発揮するためには、適切な森林整備や計画的な森林資源の利用が不可欠ですが、**林業の不振、山村地域の過疎化・高齢化により森林の手入れを行う地域住民が減少し、適切な森林整備等が行われていない箇所が見られます。**
- ・そのため、地域住民、自伐林家等による**森林の手入れ等の共同活動や将来的に自立的な林業経営を目指す活動への支援を行うことが必要**です。

政策目標

- 自立的に森林整備等の活動を行う団体を2,600団体に増加(平成33年度)
- 各支援メニューごとに設定された森林の多面的機能の発揮に関する目標を達成した活動組織の割合を80%とする(平成33年度)

<主な内容>

1. 森林・山村多面的機能発揮対策 1,501(1,700)百万円
 - (1) 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 1,483(1,685)百万円
地域住民、森林所有者等が協力して行う以下の取組について、地方公共団体による支援のあるものを優先的に支援します。また、採択に当たっては、会費徴収などの財政的な基盤がある団体であることなどを要件とします。
 - ① **メインメニュー**
地域住民、森林所有者等による里山林等の保全・利用のための共同活動。
 - ア **地域環境保全タイプ**
集落周辺の美しい里山林を維持するための景観保全・整備活動、松林の健全性を維持するための保全活動、風倒木や枯損木の除去、集積、処理。
高密に侵入したモウソウチク等の侵入竹の伐採・除去や利用に向けた取組。
 - イ **森林資源利用タイプ**
集落周辺の里山林に賦存する広葉樹等の森林資源を木質バイオマス、炭焼き、しいたけ原木等及び伝統工芸品原料に活用することを目的とした樹木の伐採、玉伐り、搬出等。
 - ② **サイドメニュー**
メインメニューと組み合わせることにより実施が可能。
 - ア **教育・研修活動タイプ**
森林環境教育及び森林施業技術の向上に向けた研修活動等。
 - イ **森林機能強化タイプ**
事業の円滑な実施や森林の多面的機能の維持・発揮に必要な路網や歩道の補修・機能強化、鳥獣害防止施設の改良・補修活動。
 - ウ **機材及び資材の整備**
上記①のア、イ及び②のイの活動の実施に必要な機材及び資材の整備。

交付率：定額、1/2、1/3以内
事業実施主体：都道府県・市町村・学識経験者・関係団体等から構成される地域協議会、都道府県

[平成30年度予算の概要]

(2) 森林・山村多面的機能発揮対策評価検証事業 18(15)百万円

森林・山村多面的機能発揮対策交付金による活動の成果を評価・検証するとともに、各地域協議会、活動組織を集めた活動内容の報告・意見交換会を開催します。また、活動の成果を評価・検証するための活動組織によるモニタリング調査の分析等を行います。

〔委託費〕
〔委託先：民間団体等〕

2. 林業成長産業化総合対策のうち自立的経営活動推進

23,470(一)百万円の内数

地域における自伐林業グループなどによる将来的な林業経営の集約化に資する森林管理及び資源利用等の取組を支援します。

〔 交付率：定額、1/2、1/3以内〕
〔 事業実施主体：都道府県、市町村、林業者等の組織する団体〕

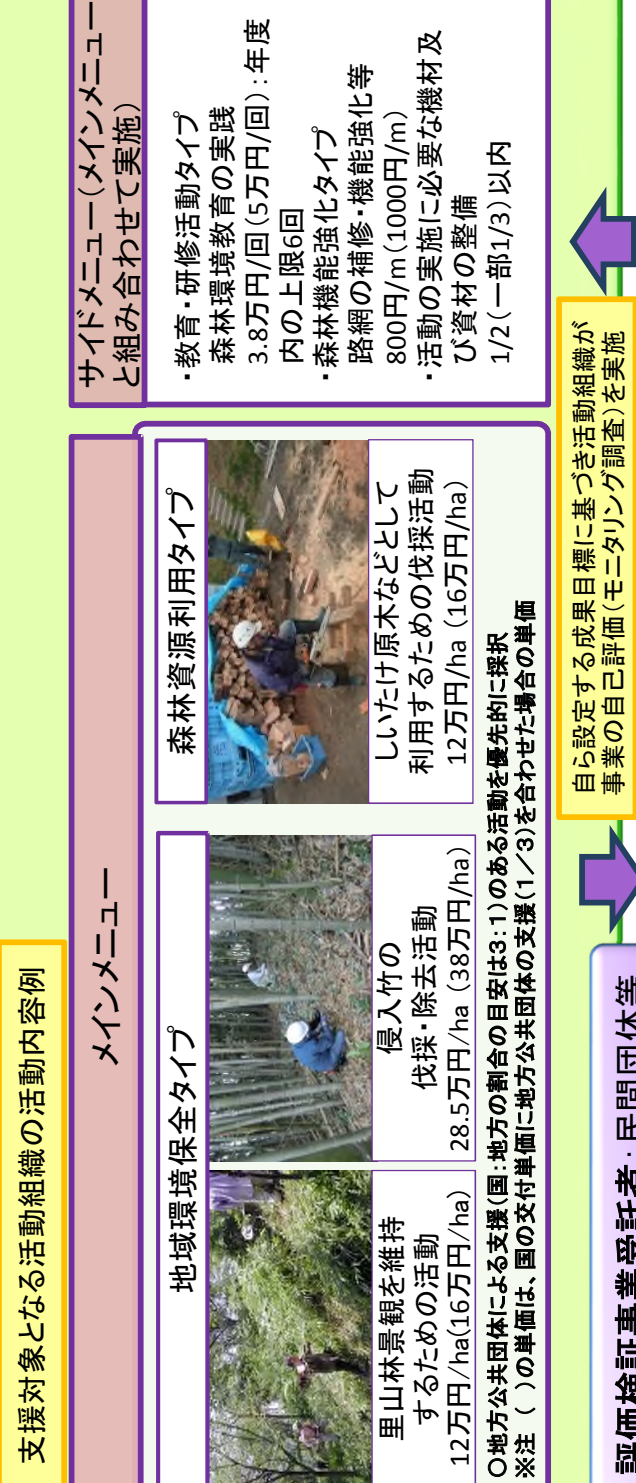
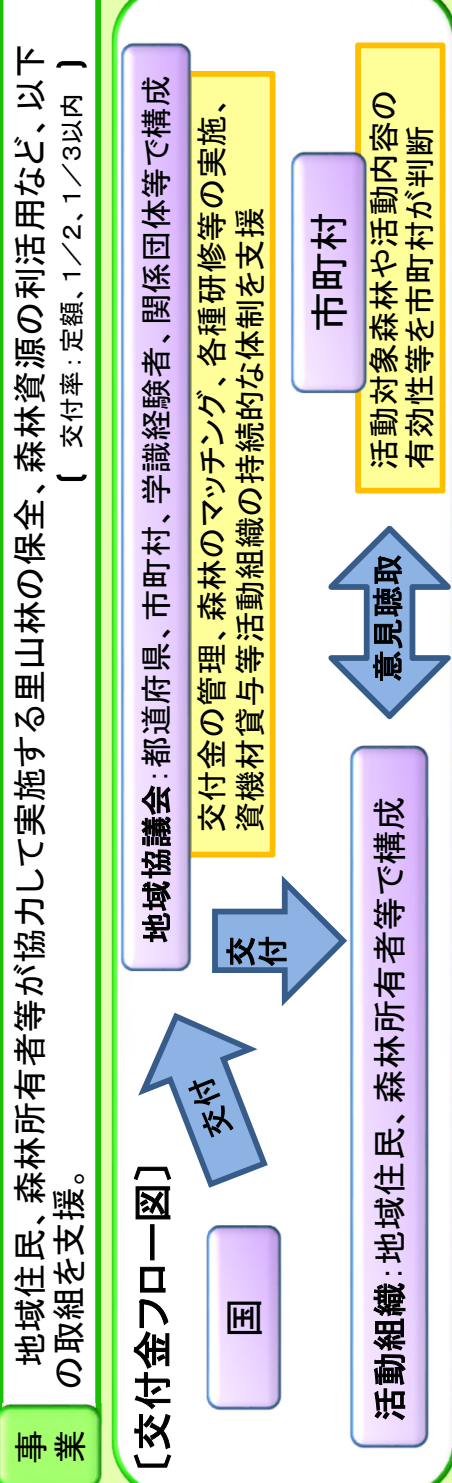
[お問い合わせ先：林野庁森林利用課 (03-3502-0048)]

森林・山村多面的機能発揮支援対策

【平成30年度予算概算決定額 森林・山村多面的機能発揮対策 1,501(1,700)百万円
林業成長産業化総合対策 23,470百万円(-)の内数】

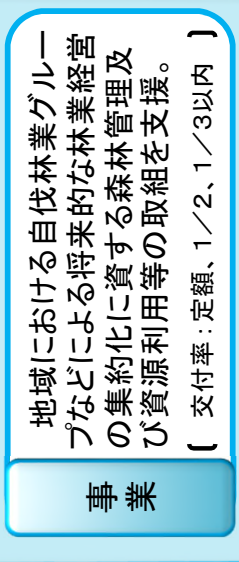
背景
森林・山村の有する多面的機能の発揮には、適切な森林整備や計画的な森林資源の利用が不可欠だが、林業の不振、山村地域の過疎化・高齢化により森林の手入れを行う地域住民が減少し、適切な森林整備等が行われていない箇所が見られる。

森林・山村多面的機能発揮対策 【平成30年度予算概算決定額 1,501(1,700)百万円】



林業成長産業化総合対策のうち自立的経営活動推進

【平成30年度予算概算決定額 林業成長産業化総合対策 23,470百万円(-)の内数】



支援対象となる活動内容例



自伐林家等が中心となって地域ぐるみの活動として将来的に自立的な林業経営を目指して行う森林管理及び資源の利用を図る活動

- 森林整備活動(除伐、間伐・搬出、路網の作設・改修等)、林業技術や安全対策の向上のための研修
12万円/ha、800円/m等
- 活動の実施に必要な機材及び資材の整備
1/2(一部1/3)以内

花粉発生源対策推進事業

【115（115）百万円】

対策のポイント

花粉症対策苗木への植替えの支援、花粉飛散防止剤の実証試験、スギ・ヒノキの雄花着花状況調査等を実施します。

<背景/課題>

- ・近年では国民の3割が罹患し国民病とも言われている花粉症は、医療費の支出、労働生産性の低下等国民経済上のマイナス要因となっています。
- ・これまで花粉症対策苗木の供給量が9万本（平成17年度）から426万本（平成27年度）に増加していますが、スギ苗木供給量全体に占める花粉症対策苗木の割合はまだ約2割という状況です。
- ・このため、花粉症の緩和に向け、関連した事業をより効果的、効率的に実施するとともに、総合的な花粉発生源対策の強化及び普及を促進することが必要です。

政策目標

スギ苗木の年間生産量に占める花粉症対策に資する苗木の割合
（2割（平成27年度）→約7割（平成44年度））

<主な内容>

1. 総合的な花粉発生源対策の強化及び普及 10（－）百万円
花粉発生源対策に係る調査及び技術開発の成果の普及、特色ある植替促進等の取組の情報収集及び発信を支援します。
2. 花粉症対策苗木への転換の促進 60（67）百万円
 - （1）花粉症対策苗木への植替えの促進 43（50）百万円
花粉発生源となっているスギ林において花粉症対策苗木への植替えやコンテナ苗による植栽結果の検証等を促進するため、スギの加工業者等が行う森林所有者への働きかけ等を支援します。
 - （2）花粉症対策品種の開発の加速化 17（17）百万円
スギ雄花着花特性を短期間・高精度で検査する手法の開発について支援します。
3. スギ花粉飛散防止剤の実用化試験 29（29）百万円
花粉飛散防止剤の実用化に向け、ヘリコプターによる液剤の林地散布を実施し、空中散布の基本技術を確認するとともに、低コスト・高品質な大量培養技術等の開発を支援します。
4. スギ・ヒノキ花粉の発生量推定の推進 16（19）百万円
スギ・ヒノキの花粉飛散量推定のための雄花着生状況調査及び実証調査を支援します。

（ 補助率：定額
事業実施主体：民間団体等 ）

[平成30年度予算の概要]

(関連対策)

1. 優良種苗低コスト生産推進事業 **142(116)百万円**
優良種苗（花粉症対策に資する苗木を含む）を低コストで安定的に供給する体制を構築するため、採種園等の造成・改良やコンテナ苗の生産・利用に関する技術研修等を推進します。

2. 林業成長産業化総合対策のうちコンテナ苗生産基盤施設等整備 **23,470(一)百万円の内数**
コンテナ苗（花粉症対策に資する苗木を含む）を低コストで大量に供給可能な苗木生産施設等の整備を支援します。

3. 花粉発生源対策促進事業 **(農山漁村地域整備交付金で実施)**
91,650(101,650)百万円の内数
花粉症対策苗木に対する需要の喚起を図るため、スギ人工林等の花粉発生源となっている森林を対象として、花粉発生源の立木の伐倒・除去及び花粉症対策苗木等の植栽に必要な経費の一部を支援します。

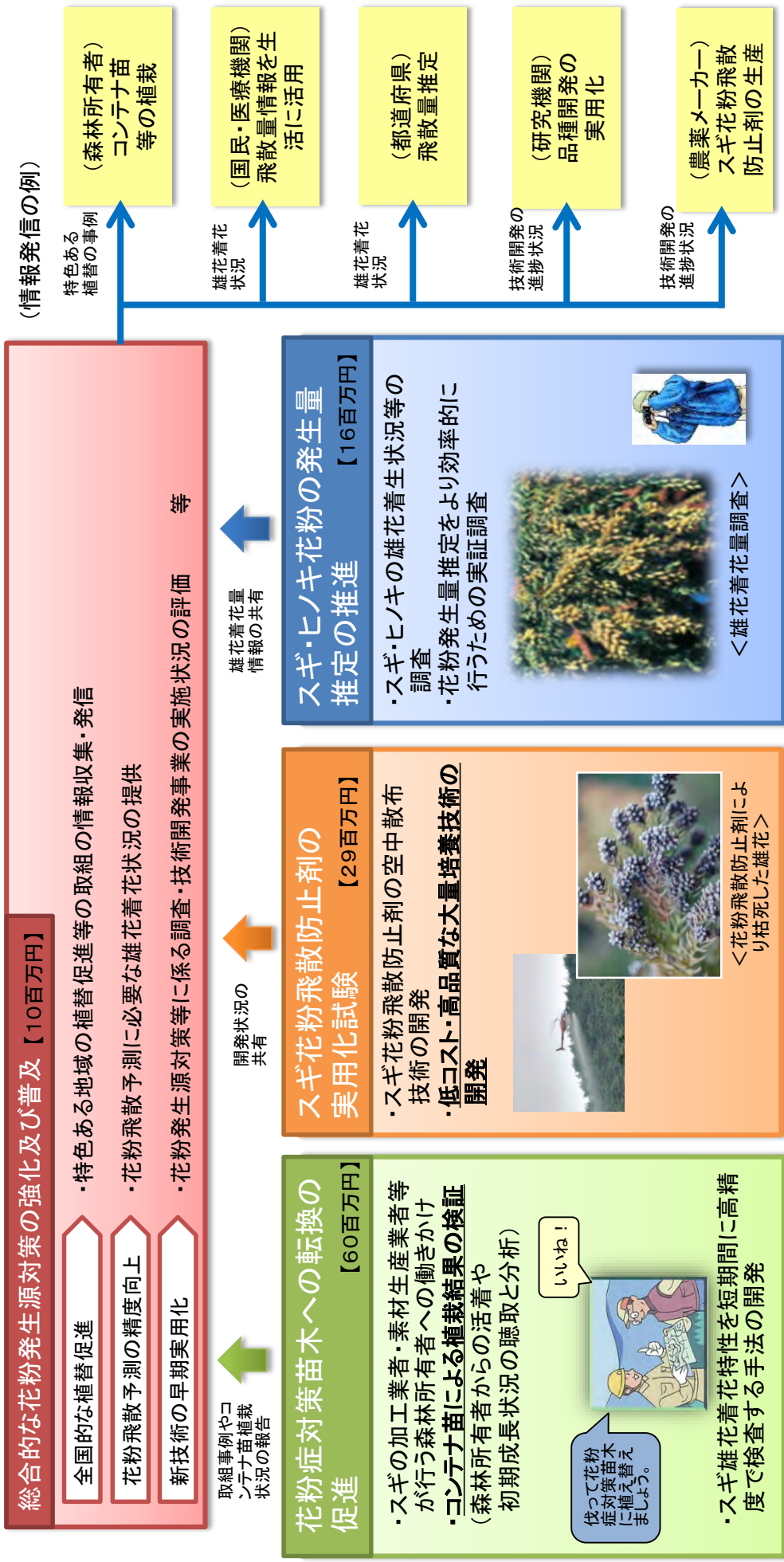
※ 上記の取組を推進することにより、花粉症対策に資する苗木の供給体制が整い次第速やかに、スギを植栽する場合には原則として花粉症対策に資する苗木のみを森林整備事業の補助対象とすることを目指します。

お問い合わせ先：
林野庁森林利用課 (03-3501-3845)
関連対策1、2の事業 林野庁整備課 (03-3591-5893)
3の事業 林野庁整備課 (03-3502-8065)

花粉発生源対策推進事業

【平成30年度予算概算決定額115(115)百万円】

【背景・課題】 スギ花粉症は国民の3割が罹患しているといわれており、花粉発生源対策の推進が必要。これまで少花粉スギ等の花粉症対策品種の開発・生産拡大等に取り組んできたが、スギ苗木供給量全体に占める花粉症対策苗木の割合は約2割(平成27年度)。



【目標】 平成44年にスギ苗木の年間生産量に占める花粉症対策に資する苗木の割合を約7割

木づかい・森林づくり推進事業

【166,564(232,507)千円】

対策のポイント

木づかいや森林づくりに対する国民の理解を醸成するための幅広い普及啓発の取組を支援します。

<背景/課題>

- ・本格的な利用期を迎えた森林資源の循環利用を進めるには、木を使うことの良さや意義、森林づくりの重要性について、幅広く国民の理解を促し、行動につなげることが重要です。
- ・木づかいや森林づくりについては、これまで、広く一般消費者を対象に木材利用の意義を広めて木材利用を拡大するための「木づかい運動」や、多様な主体による森林づくり、観光資源としてのレクリエーションの森の整備等の総合的な普及啓発を実施してきました。
- ・これらの取組に加え、更なる国民の理解醸成のためには、木材利用の意義のみならず、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会も契機とした、日本の「木の文化」の国内外への情報発信等により、木材や木製品そのものの良さを伝えていく必要があります。

政策目標

○国産材の供給・利用量の増加

(2,500万^m (平成27年) →4,000万^m (平成37年))

<主な内容>

1. 「木の文化」創造・発信事業 72,419(85,415)千円
「2020東京オリンピック・パラリンピック大会」を契機とし、樹種毎の特性を活かした伝統的な加工技術や最新の木材製品など、日本が培ってきた「木の文化」を国内・海外に発信すること等により、木材・木材製品そのものの良さを伝える活動を支援します。
(1) 日本の「木の文化」の情報発信
(2) 来日観光客等に向けた「木のおもてなし」の提案
(3) 「木づかい運動」の推進のための国内向け活動
2. 多様な主体による森林づくりの促進 39,925(47,089)千円
全国規模の緑化運動を推進するとともに、NPOや企業等の多様な主体による森林づくりの拡大につながる取組を支援します。
(1) 全国規模の緑化運動の推進
(2) 多様な主体による森林づくりの普及啓発
(3) 森林づくり活動への支援
3. 森林景観を活かした観光資源の整備 54,220(100,003)千円
観光資源としての国有林のレクリエーションの森の整備に際し、地域材の利用の推進に積極的に取り組みます。
(1) モデル箇所における多言語による情報発信や施設整備等の環境整備
(2) 観光利用状況把握と対策の効果検証のための調査

[平成30年度予算の概要]

補助率等：定額等
事業実施主体：国、民間団体等

お問い合わせ先：

1の事業	林野庁木材利用課	(03-6744-2120)
2の事業	林野庁森林利用課	(03-3502-8243)
3の事業	林野庁経営企画課	(03-6744-2323)

木づかい・森林づくり活動推進事業

〔平成30年度予算額

166,564 (232,507) 千円〕

背景

本格的な利用期を迎えた森林資源を活かし、林業・木材産業の成長産業化を図るためには、地域材の安定供給体制の構築や新たな木材需要の創出を行うとともに、木材利用や森林づくりについて、幅広く国民の理解と行動を促すことが重要です。

実施内容

消費者の木材利用に対する理解を醸成するための幅広い普及活動や、多様な主体による森林づくりの促進、観光資源としてのレクリエーションの森の整備に取り組みます。

「木の文化」創造・発信事業

〔72,419 (85,415) 千円〕

海外に向けた「木の文化」の情報発信、消費者の木材利用に対する理解を醸成するための普及活動、木材利用の顕彰、木育活動等を行う取組を支援します。

(1) 日本の「木の文化」の情報発信

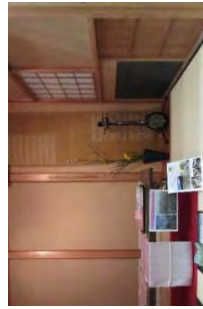
伝統的な木材利用手法や製品、新たな技術を活用した最新の木材利用を国内外に向けて紹介

(2) 来日観光客等に向けた「木のおもてなし」の提案

来日観光客向け施設等における木製品の効果的な活用に向けた提案・情報提供や、導入された木製品の原材料の由来や製作過程等の紹介

(3) 「木づかい運動」の推進のための国内向け活動

WEBを活用した情報発信、ポスターや冊子等の作成・配布、地域材製品等の顕彰や木育活動を支援



伝統的な木材利用



地域材製品の展示

多様な主体による森林づくりの促進

〔39,925(47,089)千円〕

全国規模の緑化運動を推進するとともに、NPOや企業等の多様な主体による森林づくりの拡大につながる取組を支援します。

(1) 全国規模の緑化運動の推進

国土緑化運動の中心的な役割を果たす全国植樹祭、全国育樹祭、みどりの感謝祭等の緑化行事の開催

(2) 多様な主体による森林づくりの普及啓発

多様な主体が参加する「美しい森林づくり推進国民運動」を活かし、各種メディアを通じた情報発信、イベント開催・出展、情報提供ツールの活用等を組み合わせて普及啓発を実施

(3) 森林づくり活動への支援

先駆的・先導的で波及効果の期待できる森林づくり活動や、森林づくり活動をサポートする取組を支援



全国植樹祭



【フォレストサポーターズ】
〇登録者数
個人・企業：約57,000件
(H29.12.10現在)

森林景観を活かした観光資源の整備

〔54,220(100,003)千円〕

国有林のレクリエーションの森のうち、選定されたモデル箇所において、多言語の情報発信や重点的な環境整備について積極的に取り組みます。

(1) 多言語による情報発信

日・英によるウェブサイトを、リーフレットの整備や多言語看板の設置等の情報発信の推進（QRコード、WiFiの導入を含む）

(2) 施設整備等の環境整備

木道の整備等や、地域材を利用した施設整備・補修の実施

(3) 観光利用状況把握等調査の実施

観光利用状況の把握と対策効果の検証のための調査を実施



多言語看板



トイレの改修

平成37年の国産材供給・利用量4,000万m³を達成し、林業の成長産業化を実現

「農泊」の推進

【5,655(5,000)百万円】
(平成29年度補正予算 345百万円)

対策のポイント

持続的なビジネスとしての「農泊」を推進することにより、農山漁村の所得向上を実現し、農山漁村の活性化を図ります。

<背景/課題>

- ・「農泊」*については、平成29年3月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」において、「農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持った地域を平成32年までに500地域創出することにより、「農泊」の推進による農山漁村の所得向上を実現する。」と位置付けられたところです。
- ・「農泊」を農山漁村の所得向上を実現する上での重要な柱として位置付け、インバウンドを含む観光客を農山漁村に呼び込み、地域の活性化を図ることが重要です。
- ・「農泊」をビジネスとして実施できる体制を整備するには、「農泊」を持続的な産業として、自立的な運営が図られる法人組織が担う体制の構築を支援した上で、魅力ある観光コンテンツの磨き上げへの支援や国内外へのプロモーションの強化を行う必要があります。

※ 「農泊」とは、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在（農山漁村滞在型旅行）のこと。

政策目標

平成32年までに、農泊地域を500地域創出することにより、取組地域の自立的発展と農山漁村の所得向上を目指す。

<主な内容>

農泊推進対策

「農泊」をビジネスとして実施できる体制の構築や地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組、取組地域への人材派遣、古民家等を活用した滞在施設等や市町村等が作成する活性化計画に基づいた「農泊」に取り組む地域への集客力を高めるための農産物販売施設等の整備、料理人と農泊地域のマッチングや優良地域の国内外へのプロモーションなど、「農泊」に取り組む地域の自立的発展と農山漁村の所得向上を図るために必要なソフトとハードの取組を一体的に支援します。

（ 交付率：定額、1/2等
事業実施主体：市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等 ）

[お問い合わせ先：農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)]

「農泊」の推進

【平成30年度予算概算決定額：5,655(5,000)百万円】
 (平成29年度補正予算：345百万円)

- 「農泊」を農山漁村の所得向上を実現する上での重要な柱として位置付け、インバウンドを含む観光客を農山漁村に呼び込み、地域の活性化を図ることが重要。
- 「農泊」を持続的なビジネスとして実施できる地域を創出し、農山漁村の所得向上と地域の活性化を図るため、ソフト・ハード対策を一体的に支援するとともに、国内外へのPR等を実施。

農泊推進事業（ソフト対策）

- **事業概要**
 農泊ビジネスの現場実施体制の構築及び地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組や取組地域への専門人材の派遣等を支援
- **事業実施主体** 地域協議会、農業協同組合、NPO法人等
- **事業期間** 2年間
- **交付率** 定額（1年目：上限800万円、2年目：上限400万円）



インバウンド受入のための体制構築



地域資源を活用した体験メニューの開発



地域の食材を活用したメニュー作り



Webサイトの構築



地域の特産品の開発

施設整備事業（ハード対策）

- **事業概要**
 古民家等を活用した滞在施設や農林漁業・農山漁村体験施設、活性化計画に基づき「農泊」に取り組む地域への集客力を高めるための農産物販売施設など、「農泊」を推進するために必要となる施設の整備を支援
- **事業実施主体** 市町村、地域協議会の中核となる法人等
- **事業期間** 2年間
- **交付率** 1/2

（活性化計画に基づく事業）

- **事業実施主体** 都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等
- **事業期間** 原則3年間
- **交付率** 1/2等



古民家を活用した宿泊施設



※イメージ



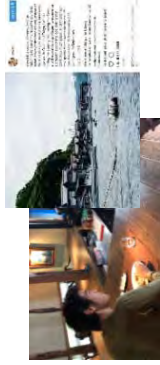
廃校を改修した体験施設



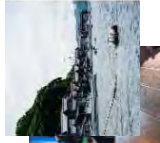
農産物販売施設

広域ネットワーク推進事業（拡充）

- **事業概要**
 国内外の旅行者や旅行事業者等に個々の農泊地域の魅力を効果的に情報発信する取組や料理人と農泊地域とのマッチングなどを支援
- **事業実施主体** 民間企業、都道府県 等 ○ **事業期間** 1年間 ○ **交付率** 定額



海外の有名タレントを活用した動画（LITV）の撮影



※LITV…アジア等諸国の富裕層を対象としたライフスタイル専門のCATV局



農泊シンポジウムの開催

鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

【10,516(9,650)百万円】
(平成29年度補正予算 1,276百万円)

対策のポイント

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、地域関係者が一体となった被害対策の取組や施設整備、ジビエ利用拡大に向けた取組を支援します。

<背景/課題>

- ・野生鳥獣の増加・拡大により、近年の農作物被害金額は約200億円前後で推移しています。
- ・野生鳥獣による被害は、経済的被害のみならず、営農・林業経営意欲の減退や荒廃農地の増加、森林の生物多様性の損失や土壌流出等の一因ともなっており、シカ、イノシシ、サルの生息数等の半減の目標達成に向け、地域の実情に応じた対策が不可欠となっています。
- ・このため、鳥獣被害対策実施隊の設置促進・活動強化など、捕獲の強化に向けた取組や必要な施設の整備等を効果的・効率的に推進する必要があります。
- ・また、捕獲鳥獣の食肉利用は約1割に留まっていることから、野生鳥獣を地域資源として利用し、農山村の所得に変えるような、野生鳥獣を「マイナス」から「プラス」の存在に変える取組を全国に広げていくことが重要です。

政策目標

- 鳥獣被害対策実施隊の設置数を1,200に増加(平成32年度)
- 野生鳥獣を約60万頭捕獲(平成30年度)(本事業によるシカ、イノシシの捕獲頭数の合計)
- 平成30年度にジビエ利用のモデルとなる地区を整備し、ジビエ利用量を平成31年度に倍増させる。

<主な内容>

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金 10,350(9,500)百万円
(平成29年度補正予算 1,276百万円)

(1) 鳥獣被害防止対策支援事業

市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組を総合的に支援します。

具体的には、

- ・侵入防止柵^{*}、処理加工施設、捕獲技術高度化施設等の整備
※ 電気柵を施工する場合は、安全基準を遵守すること。
- ・捕獲機材の導入、追払い等の地域ぐるみの被害防止活動
- ・捕獲を含めたサルの複合対策、他地域の人材を活用した捕獲、ICT等を用いた実証
- ・捕獲活動の取組
- ・ジビエの処理加工施設へ搬入した場合：9千円/頭以内、搬入しない場合：7千円/頭以内(シカ、イノシシの成獣に限る)
(ただし、放射性物質による出荷制限地域は現行どおり)
- ・クマ、サル、カモシカ、その他中型獣類、幼獣、鳥類は現行どおり
- ・地域の指導者や被害対策の中核となるコーディネーターの育成等の取組等へ支援します。

(2) ジビエ倍増モデル整備事業

ジビエの利用拡大が加速するよう、ビジネスとして持続できる安全で良質なジビエの提供を実現するため、捕獲から搬送・処理加工がしっかりとつながったモデル地区(処理頭数、衛生管理等の諸条件を確保)を整備します。

具体的には、モデル地区に対して、

- ・中核保冷施設、中核処理加工施設、移動式解体処理車、保冷車等の整備
 - ・コンソーシアム^{*}の運営等 ※市町村、処理加工施設、捕獲従事者、流通等の関係者により構成される組織
 - ・ジビエビジネスの展開に向けた地域の取組(人材の確保、技能向上、流通・消費等の連携等)
 - ・ICTによる捕獲から流通に至る情報管理の効率化(実証)等
- 等の支援を行います。

さらに、全国的な需要拡大のため、プロモーション等の取組を支援します。

〔 交付率：都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)
※一部定額支援あり
事業実施主体：地域協議会、民間団体等 〕

2. シカによる森林被害緊急対策事業 166(150)百万円

シカによる森林被害が深刻な地域において林業関係者が主体となったシカの広域かつ計画的な捕獲等のモデル的な実施を行うとともに、新たにシカの侵入が危惧される地域等で監視体制の強化等を図るほか、シカ捕獲等のノウハウを周辺地域へ普及します。

補助率：定額、委託費
事業実施主体：国、都道府県等、委託先：民間団体等

<各省との連携>

- 環境省 ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業費により、都道府県によるシカ・イノシシの捕獲、衛生管理も含めた狩猟者向け講習会等の開催及びジビエ利用拡大のための狩猟者の捕獲等の取組を支援

お問い合わせ先：

1の事業 農村振興局農村環境課鳥獣対策室 (03-3591-4958)
2の事業 林野庁研究指導課森林保護対策室 (03-3502-1063)

鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

鳥獣被害防止総合対策交付金

【平成30年度予算概算決定額：10,350(9,500)百万円】
 (平成29年度補正予算：1,276百万円)

鳥獣被害防止対策支援事業

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組を総合的に支援します。

ハード対策

- 侵入防止柵等の被害防止施設
※侵入防止柵を自力施工する場合、資材費相当分を定額支援。
 なお、電気柵を施工する場合は、安全基準を遵守すること。
- 処理加工施設、焼却施設、
 捕獲技術高度化施設(射撃場)

【事業実施主体】

地域協議会、地域協議会の構成員

【交付率】

都道府県へは定額
 (事業実施主体へは事業費の1/2以内等)
(※条件不利地域は55/100以内、沖縄は2/3以内。
 その他、条件により、一部定額支援あり)



侵入防止柵



捕獲技術高度化施設

ソフト対策

- 鳥獣被害対策実施隊、民間団体等による
 地域ぐるみの被害防止活動
(※実施隊、民間団体、新規地区が取り組む場合、定額支援(市町村当たり200万円以内等))
- 捕獲を含めたサルの複合対策、他地域の人材を活用した捕獲、
 ICT等を用いた新技術実証
(※実施隊が取り組む場合、それぞれ市町村当たり100万円以内等を定額支援)
- 都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動、
 人材育成活動等の取組
(※都道府県の取組に対して、都道府県当たり2,300万円以内を定額支援)
- 捕獲活動経費の直接支援
・ジビエの処理加工施設へ搬入した場合：9千円/頭以内、搬入しない場合：7千円/頭以内(シカ、イノシシの成獣に限る)
 (ただし、放射性物質による出荷制限地域は現行どおり)
 ・クマ、サル、カモシカ、その他中型獣類、幼獣、鳥類は現行どおり
- 鳥獣被害対策の地域リーダーや対策の中核となる
 コーディネーター育成等のための研修 等(※定額支援)



捕獲機材の導入

【事業実施主体】

地域協議会、民間団体 等

【交付率】

都道府県へは定額
 (事業実施主体へは事業費の1/2以内等)
(※条件により、一部定額支援あり)

ジビエ倍増モデル整備事業

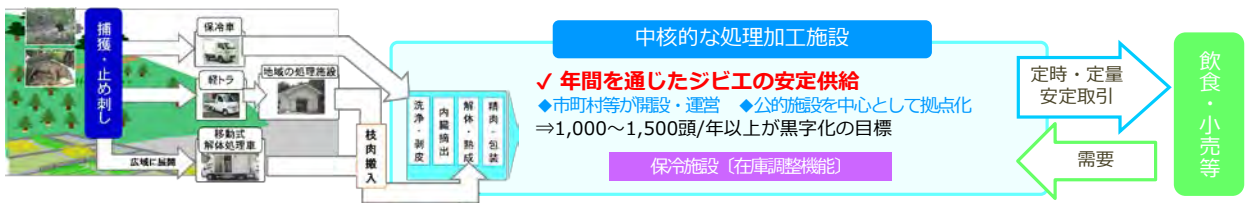
- ビジネスとして持続できる安全で良質なジビエの提供を実現するため、捕獲から搬送・処理加工がしっかりとつながったモデル地区(処理頭数、衛生管理等の諸条件を確保)を整備します。
- さらに、全国的な需要拡大のため、プロモーション等の取組を支援します。

【事業内容】

- 中核保冷施設、中核処理加工施設、移動式解体処理車(ジビエカー)、保冷車等の整備
- コンソーシアム※の運営 ※市町村、処理加工施設、捕獲従事者、流通等の関係者により構成される組織
- ジビエビジネスの展開に向けた地域の取組(人材の確保、技能向上、流通・消費等の連携等)
- ICTによる捕獲から流通に至る情報管理の効率化(実証) 等への支援

【事業実施主体】民間団体

【交付率】事業費の1/2以内等、定額



シカによる森林被害緊急対策事業

【平成30年度予算概算決定額：166(150)百万円】

森林におけるシカ被害対策を推進するため、被害が深刻な地域等において広域かつ計画的な捕獲のモデル的な実施等を行うとともに、シカ捕獲等のノウハウを周辺地域へ普及します。

(1)シカ森林被害防止緊急対策

【事業内容】

シカによる森林被害が深刻な地域において林業関係者が主体となった捕獲等をモデル的に実施するほか、新たにシカの侵入が危惧される地域等で監視体制の強化等を図る。

【事業実施主体】国、都道府県等

【補助率】定額



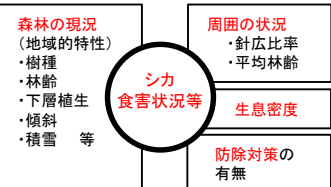
囲いわなによる捕獲

GPS首輪を用いた行動追跡

(2)シカ被害対策推進調査事業

【事業内容】

森林におけるシカ被害発生リスクについて調査分析を行うとともに、必要な対応の検討等を実施。



【委託先】民間団体 等

【委託費】

森林整備事業（公共）

【120, 313（120, 313）百万円】

（平成29年度補正予算 12, 500百万円）

対策のポイント

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を実現するため、意欲と能力のある経営体や、同経営体が森林の管理経営を集積・集約化する地域に対し、間伐や路網整備、主伐後の再造林等を重点的に支援します。

<背景／課題>

- ・我が国の人工林は本格的な利用期を迎えており、この豊富な資源を循環利用し、木材の安定供給体制を構築していく必要があります。
- ・また、地球温暖化防止対策としての森林吸収量3.5%の確保や国土の保全など森林の公益的機能を発揮させることが重要です。
- ・このため、**間伐や路網整備、主伐後の再造林等を推進する**必要があり、特に木材流通が広域化している中、木材の大量運搬等に対応でき、**大型車両が通行可能な幹線路網の整備を推進する**必要があります。

政策目標

森林吸収量の算入上限値3.5%（平成2年度比）の確保に向けた間伐の実施
（平成25年度から平成32年度までの8年間の年平均：52万ha）

<主な内容>

1. 意欲と能力のある経営体や同経営体が森林の管理経営を集積・集約化する地域に対し、間伐や路網整備、主伐後の再造林等を重点的に支援します。
(1) 森林資源が充実した区域等において、路網ネットワークを形成するため森林作業道、林業専用道、林業生産基盤整備道をバランスよく整備します。また、意欲と能力のある経営体が行う間伐等に優先配分します。
- (2) 伐採と造林の一貫作業システム、列状間伐の導入等を通じた森林整備の低コスト化を進めながら健全な森林の育成を推進します。

森林環境保全直接支援事業	23, 194	(23, 194)	百万円
森林資源循環利用林道整備事業	1, 833		(-) 百万円
林業専用道整備対策	9, 500	(10, 733)	百万円

国費率：1／2、3／10等

事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林所有者等

2. 台風等の気象害を受けた**被害森林や奥地水源林の整備等を推進**します。

環境林整備事業	2, 850	(3, 200)	百万円
水源林造成事業	24, 845	(24, 845)	百万円

国費率：3／10、**10／10等**

事業実施主体：都道府県、市町村、**国立研究開発法人森林研究・整備機構等**

[お問い合わせ先：林野庁整備課（03-6744-2303）]

森林資源の循環利用の推進

- 本格的な利用期を迎えた森林資源
- 森林の持つ多面的機能の維持・向上を図りつつ、資源の循環利用の推進により林業を成長産業として確立

「農林水産業・地域の活力創造プラン」

(平成29年12月改訂)
 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、(中略)以下の措置を講ずる。

- ・ 市町村が経営意欲を失っている森林所有者から森林の経営・管理の委託を受け、意欲と能力ある林業経営者に再委託を行い、林業経営の集積・集約化を行うとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの森林においては、市町村が公的 management を行う新たな森林管理システムを構築する。その際、生産性の高い森林については、新システムを構築した地域を中心として路網整備等の重点化を図る。

■ 幹線となる路網の整備

- 森林資源が充実し、主伐期を迎え木材流通の広域化
- 大型の製材工場等が整備され、国産材に対する需要の高まり
- 木材の大量運搬等に対応できる幹線となる路網の整備が必要

林業の成長産業化と森林の多面的機能の発揮

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を実現するため、意欲と能力のある林業経営体や、同経営体が森林の経営・管理を集積・集約化することが見込まれる地域を中心として、間伐や路網整備、主伐後の再造林等を重点的に支援します。

新たな森林管理システム



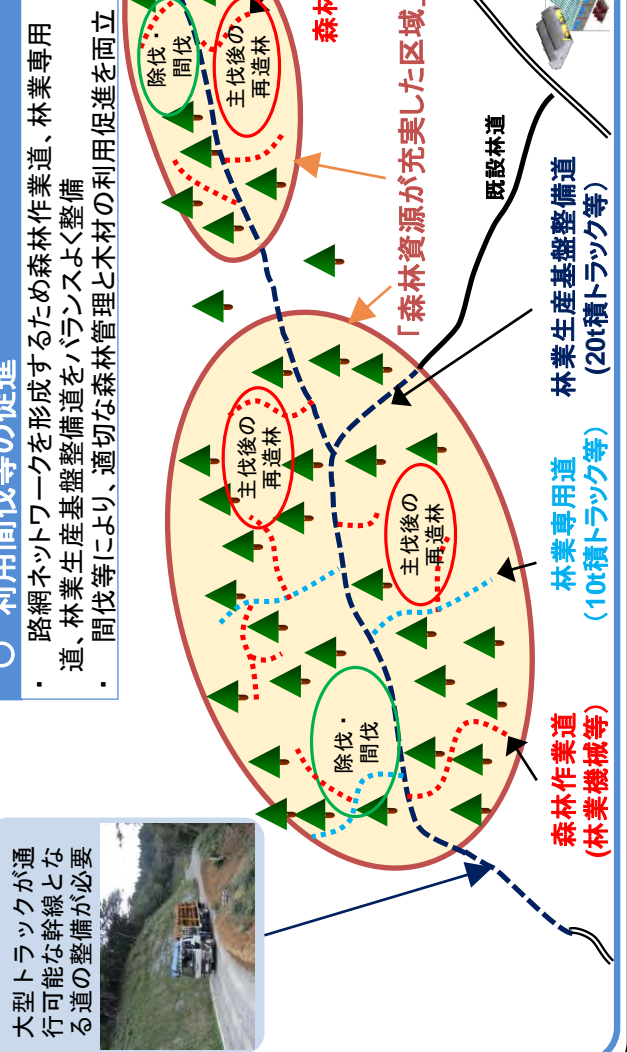
新たな森林管理システムを支える条件整備

〔新たな森林管理システムの構築が見込まれる地域を中心として重点的に支援〕

- 木材生産と森林管理を行うための路網整備
- 利用間伐等の促進



大型トラックが通行可能な幹線となる道の整備が必要



利用間伐の実施

間伐材の搬出

※ このほかに、台風等の気象害を受けた被害森林の整備などの推進

治山事業（公共）

【59,736（59,736）百万円】
（平成29年度補正予算 19,500百万円）

対策のポイント

集中豪雨、流木等被害に対する山地防災力を高めるため、荒廃山地の重点的な復旧・予防対策、総合的な流木対策の強化により、事前防災・減災対策を推進します。

<背景／課題>

- ・集中豪雨等による山地災害が頻発する中、国民の生命・財産を守り林業成長産業化の礎となる安全・安心な国土、地域の構築のため、治山対策を推進する必要があります。
- ・局地的豪雨による山腹崩壊の発生や立木の太径化に伴い、被害が甚大化している流木災害への対応を強化する必要があります。

政策目標

周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の増加
（5.5万集落（平成25年度）→5.8万集落（平成30年度））

<主な内容>

1. 山地災害の発生のおそれが高い地域を対象に、航空レーザ計測による崩壊地等の詳細把握と重点的・集中的な予防・復旧対策を実施します。

山地災害重点地域総合対策事業 1,209（-）百万円
国費率：10/10、1/2等
事業実施主体：国、都道府県

2. 流木捕捉式治山ダムの整備やその機能回復に必要な管理道の整備、保安林内に堆積した流木の緊急除去など、「流木災害等に対する治山対策検討チーム」中間取りまとめを踏まえた、総合的な流木対策を推進します。

復旧治山事業 20,181（20,595）百万円
緊急予防治山事業 2,505（2,505）百万円
国費率：10/10、1/2等
事業実施主体：国、都道府県

3. 激甚な災害から緊急的に復旧を図り再度災害を防止するため、災害関連緊急治山事業等と一体的な計画に基づき、周辺被災箇所等における復旧・予防対策を実施します。

緊急総合治山事業 600（-）百万円
国費率：1/2等
事業実施主体：都道府県

4. 豪雨により甚大な被害を受けた地域において、大規模な崩壊地の復旧に新規着手するなど、民有林直轄治山事業による集中的な復旧整備を実施します。

民有林直轄治山事業 11,086（11,072）百万円
国費率：2/3等
事業実施主体：国

[平成30年度予算の概要]

5. なだれ危険箇所の調査を行うとともに、なだれ防止林の造成やなだれ防止施設の長寿命化対策により、**なだれ防災対策を効果的・効率的に推進**します。

〔防災林造成事業 2,909(2,745)百万円〕
国費率：10/10、1/2等
事業実施主体：国、都道府県

[お問い合わせ先：林野庁治山課 (03-6744-2308)]

治山対策の推進（平成30年度予算概算決定の概要）

平成30年度予算概算決定額：597億円（597億円）
（平成29年度補正予算：195億円）

災害の多様化・激甚化

○豪雨災害



H29年 九州北部豪雨

- ・近年、集中豪雨が頻発し、激甚な山地災害が発生
- ・今後、地球温暖化による、山地災害発生リスクの上昇が予測される

○流木災害



H29年 九州北部豪雨

- ・平成28年に相次いで上陸した台風や、平成29年九州北部豪雨等において、流木災害が発生
- ・度重なる豪雨や立木の大型化に伴い流木による被害が甚大となる傾向

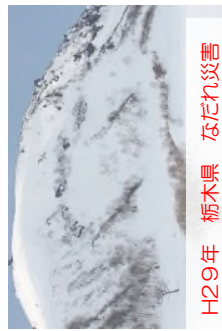
○地震災害



H28年 熊本地震

- ・平成28年熊本地震では大規模な山腹崩壊が発生
- ・南海トラフ地震等による広域にわたる津波と地震動も予測される

○なだれ災害



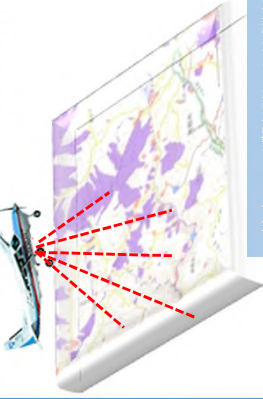
H29年 栃木県 なだれ災害

- ・日本の国土面積の半分以上が豪雪地帯に指定されており、毎年のようになだれによる被害が発生
- ・平成29年においても、3月に栃木県でなだれ災害が発生

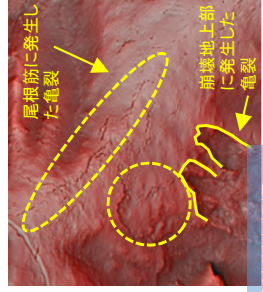
平成30年度予算概算決定の重点施策

○事前防災・減災対策の推進

＜山地災害危険地区密集地における対策＞



航空レーザー計測により詳細な危険箇所を把握



危険箇所の重点的・集中的な予防・復旧対策



治山ダム
集中的な予防・復旧対策

- ・山地災害危険地区密集地を対象に、航空レーザー計測による崩壊地等の詳細把握と重点的・集中的な予防・復旧対策を実施

○流木災害への対策強化



管理道を利用して林外へ運搬

- ・流木捕捉式治山ダムの機能回復に必要な管理道の整備を実施
- ・保安林内に堆積した流木を緊急的に除去

○「流木災害等に対する治山対策検討チーム」中間取りまとめにおける具体的対策

- ・流木捕捉式治山ダムの設置
- ・間伐等による根系等の発達促進
- ・流木化する可能性の高い流路部の立木の伐採 等

○激甚な災害からの早期復旧



H28年 梅雨前線に伴う豪雨



H29年 九州北部豪雨

- ・再度災害防止のため、災害関連緊急治山事業等と一体的に復旧・予防対策を実施
- ・豪雨により被災した地域において、大規模な崩壊地の復旧に新規着手するなど、民有林直轄治山事業による集中的な復旧整備を実施

○効果的・効率的ななだれ対策



なだれ防止工の実施状況



老朽化したなだれ防止施設

- ・なだれ危険箇所の調査を行うとともに、なだれ防止林の造成やなだれ防止施設の長寿命化対策を実施

○保安林の保全管理の推進



- ・高齢級林分における受光伐や海岸防災林の整備・保全を実施

合板・製材・集成材国際競争力強化対策

【40,000百万円】

対策のポイント

合板・製材に加え、構造用集成材等の木材製品について、生産・流通・加工コストの一体的な削減のための取組等を通じて国際競争力の強化を図ります。

<背景／課題>

- ・「総合的なTPP等関連政策大綱」に即し、新たな国際環境の下で、原木供給の低コスト化を含めて合板・製材の生産コスト低減を進めることにより、競争力の強化を図る必要があります。
- ・また、構造用集成材等の木材製品の競争力を高めるため、加工施設の効率化、競争力のある製品への転換、効率的な林業経営が実現できる地域における原木供給の低コスト化等を推進する必要があります。

政策目標

国産材の供給・利用量の増加
(2,700万^m (平成28年) → 4,000万^m (平成37年))

<主な内容>

1. 合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策 32,867百万円

川上から川下までの林業・木材産業等関係者の参画により都道府県が作成する「体質強化計画」に基づく以下の取組に対し支援します。

その際、川上との安定供給に係る協定締結等に取り組む工場、意欲と能力のある林業経営体や資源の充実した森林等に対して重点的に支援します。

(1) 木材産業の体質強化対策

合板・製材・集成材工場等の大規模化・高効率化を始め、低コスト化を図るための加工・流通施設の整備、競争力強化に向けた地域における「再編計画」に基づく工場間連携や競争力のある高付加価値の品目への転換等に対し支援します。

(2) 原木の低コスト供給対策

原木を低コストで安定的に供給するための間伐材生産、管柱等の原料となる主伐材の供給に対応した路網と土場等の一体的な整備、高性能林業機械の導入等に対し支援します。

2. 森林整備事業（公共） 6,000百万円

体質強化計画の事業対象区域において、幹線となる林業生産基盤整備道等の路網整備と搬出間伐を実施し、合板・製材・集成材工場等に低コストで安定的に原木を供給します。

3. 木材製品の消費拡大対策 1,133百万円

これまで木材利用が低位であった非住宅分野を中心とする建築物において、JASの格付実績の低い構造材（無垢製材、CLT）を積極的に利用する普及・実証の取組に対し支援します。

（ 交付率：定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）
事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林組合、木材関連業者等の
組織する団体、地域材を利用する法人、民間団体等 ）

お問い合わせ先：

1の事業全体	林野庁計画課	(03-6744-2300)
1(1)及び3の事業	林野庁木材産業課	(03-6744-2290)
1(2)及び2の事業	林野庁整備課	(03-6744-2303)
1(2)のうち機械関係	林野庁経営課	(03-3502-8055)

合板・製材・集成材国際競争力強化対策

【平成29年度補正予算額：40,000百万円】

概要

林業・木材産業等関係者の参画により都道府県が作成する「体質強化計画」に基づき、生産・流通・加工コストの一体的な削減のための取組等を支援し、合板・製材・集成材等の木材製品の国際競争力の強化を図ります。

原木の低コスト・供給対策

- 原木を安定的に供給するための間伐材生産
- 管柱等の原料となる主伐材供給にも対応した路網整備、高性能林業機械の導入

森林整備事業（公共）

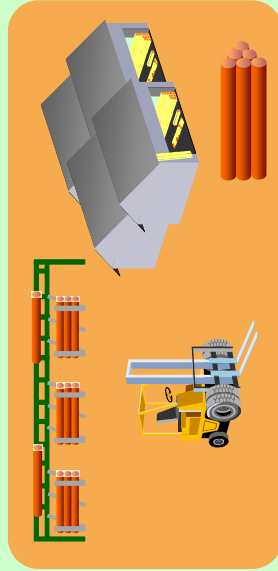
- 幹線となる林業生産基盤整備道等の路網整備と搬出間伐の実施

木材産業の体質強化対策

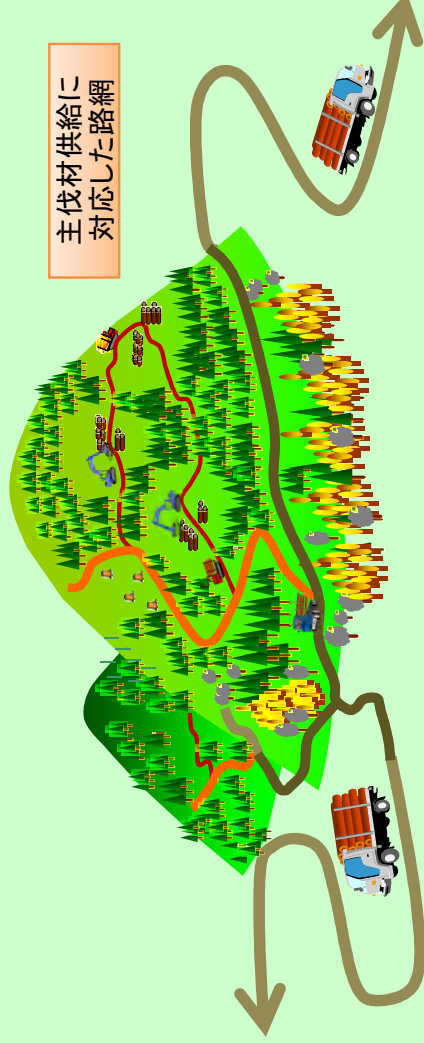
- 大規模・高効率化やコスト化に向けた加工・流通施設の整備

木材産業の体質強化対策

- 工場間連携や他品目への転換を促進するための加工・流通施設の整備



合板・集成材工場等

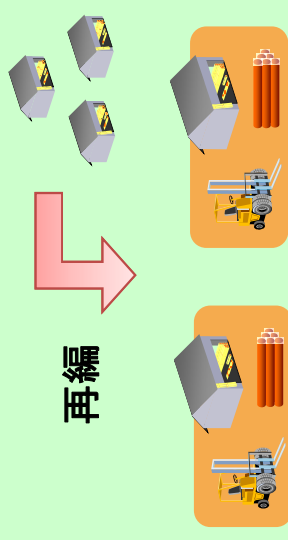


木材製品の消費拡大対策

- 非住宅分野を中心とした建築物におけるJAS構造材*の消費拡大に向けた取組への支援



*:JAS格付実績が低位な、人工乾燥機械等級区分製材、2×4製材、CLT



製材工場等

体質強化計画に参画する意欲と能力ある経営体に対して都道府県經由で支援するとともに、消費拡大対策を実施

「クリーンウッド」利用推進事業

【150百万円】

対策のポイント

「クリーンウッド法」に基づく木材関連事業者の登録開始を受け、国が提供すべき生産国の木材流通等に関する情報の充実、木材関連事業者の登録の促進に緊急に取り組みます。

<背景／課題>

- ・TPP協定「環境章」において、各国における違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定されました。これを踏まえて、平成29年5月に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（通称「クリーンウッド法」）が施行されました。
- ・平成29年11月から、クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録が開始されたことから、木材関連事業者が合法性の確認を行うために必要となる生産国の現地情報を早急に収集・提供するとともに、木材業界以外の木材関連事業者に対しても登録の促進を働きかける必要があります。

政策目標

「クリーンウッド法」の登録木材関連事業者数（13,000業者（平成32年度））

<主な内容>

1. 生産国における現地情報の収集

80百万円

木材関連事業者が取り扱う木材等の合法性の確認を適切に実施できるよう、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集します。

（委託費）
委託先：民間団体等

2. 木材関連事業者の登録促進

70百万円

家具、建築・建設等の事業者を対象として、クリーンウッド法に基づく登録促進に向けた働きかけ等の取組を実施します。

（委託費）
委託先：民間団体等

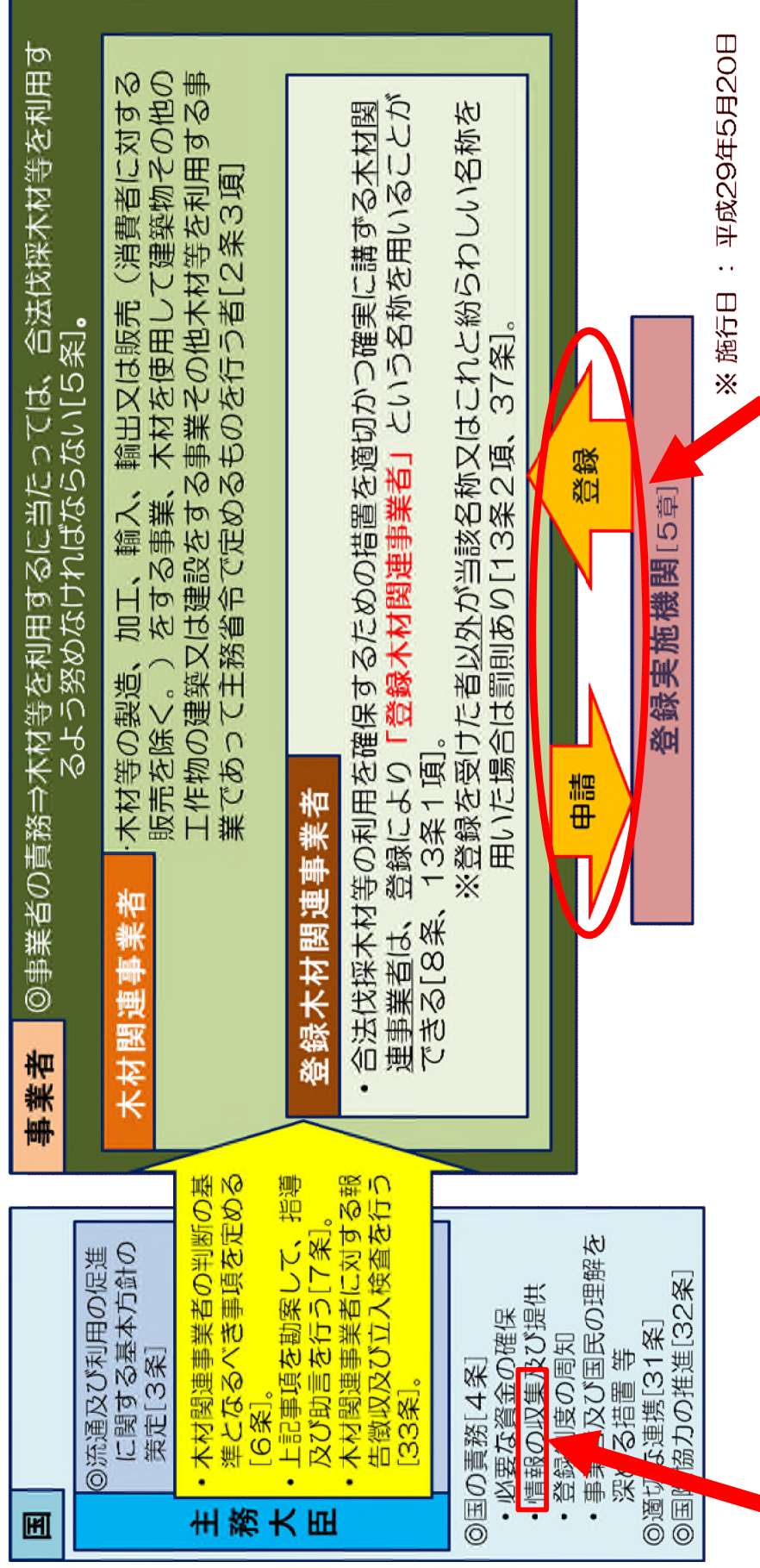
（お問い合わせ先：
林野庁木材利用課（03-6744-2496））

「クリーンウッド」利用推進事業

〔平成29年度補正予算額
150百万円（委託）〕

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（クリーンウッド法）が施行され、平成29年11月から木材関連事業者の登録が開始されたことから、現地情報の収集により、国が提供する情報の充実を図るとともに、木材関連事業者の登録促進を緊急に実施。

●「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」のスキームと平成29年度補正予算における実施事項



生産国における現地情報の収集

○木材関連事業者が取り扱う木材の合法性を適切に確認するため、生産国における木材の流通や関連法令等に関する情報を収集。

木材関連事業者の登録促進（木材業界以外）

○家具、建築・建設関連等の事業者を対象として、クリーンウッド法に基づく登録の促進に向けた働きかけ等の取組を実施。

森林整備事業（公共）

【12,500百万円】

対策のポイント

山地災害や流木の発生原因となる林地の崩壊等を抑制するため、森林の水土保全機能の強化に向けた森林整備を実施します。また、新たな国際環境の下での競争力強化に向け、原木を安定的に供給するための搬出間伐や路網整備を推進します。

<背景／課題>

- ・九州北部豪雨など流木の発生原因となる林地崩壊の発生を踏まえ、今後の被害拡大や林地崩壊等の新たな災害の発生の未然防止を図るため、流木災害防止に向けた治山対策とも連携し、森林の水土保全機能の強化を図る必要があります。
- ・「総合的なTPP等関連政策大綱」に即し、新たな国際環境の下で、競争力を強化するため、低コスト化を図りながら原木を安定的に供給する必要があります。

政策目標

- 土壌を保持する能力等が良好に保たれている森林の割合の増加
(74% (平成26年度) →78% (平成30年度))
- 国産材の供給・利用量の増加
(2,700万^m (平成28年度) →4,000万^m (平成37年度))

<主な内容>

1. 防災・減災対策 6,500百万円
流木災害防止に向けた治山対策を行う地域等において、森林の水土保全機能の強化に向け間伐等の森林整備を実施します。
2. 原木の安定供給対策 6,000百万円
川上から川下までの林業・木材産業等関係者の参画により都道府県が作成する「体質強化計画」の事業対象区域において、幹線となる林業生産基盤整備道等の路網整備と搬出間伐を実施し、合板・製材・集成材等の工場に低コストで安定的に原木を供給します。

森林環境保全整備事業費補助	6,606百万円
<u>水源林造成事業</u>	<u>1,865百万円</u>
国有林森林整備事業	4,029百万円
	国費率： <u>10/10</u> 、3/10等
事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林所有者	
<u>国立研究開発法人森林研究・整備機構</u> 等	

[お問い合わせ先：林野庁整備課 (03-6744-2303)]

森林整備事業

平成29年度補正予算額：125億円

- 九州北部豪雨など記録的な大雨等により、流木の発生原因となる林地の崩壊等が発生していることから、森林の水保全機能の強化に向けて、流木災害防止に向けた治山対策とも連携し、間伐等の森林整備を実施。
- 新たな国際環境の下での競争力強化に向け、林業・木材産業等関係者の参画により都道府県が作成する「体質強化計画」の事業対象区域において、幹線となる林業生産基盤整備道の路網整備と搬出間伐を実施し、合板・製材・集成材工場等へ原木を低コストで安定的に供給。

○原木の安定供給対策

体質強化計画の事業対象区域において、原木を安定的に供給するための搬出間伐や林業生産基盤整備道の路網整備を実施

原木の安定供給



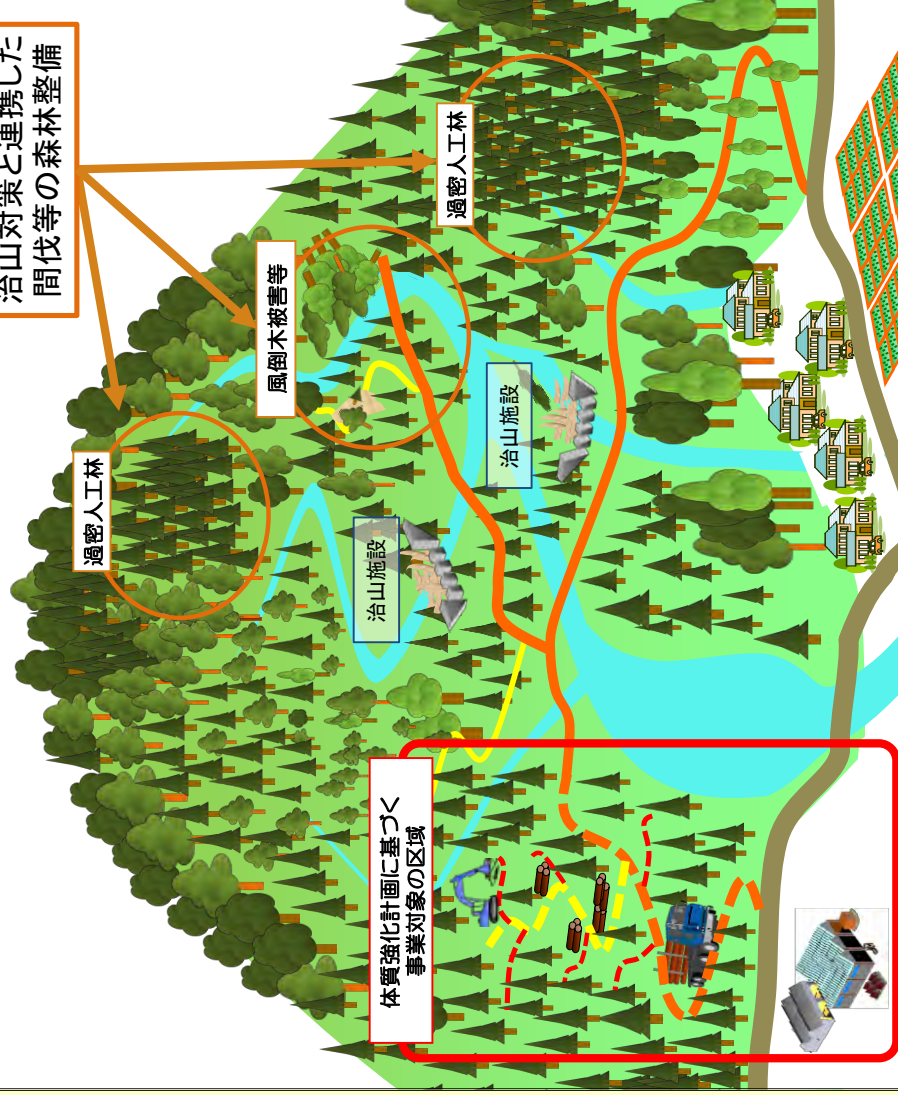
搬出間伐の実施



林業生産基盤整備道の整備

森林資源が充実した区域において、幹線となる林業生産基盤整備道の整備を実施することで、原木の低コスト・安定供給に貢献

治山対策と連携した 間伐等の森林整備



原木の安定供給に向けた
搬出間伐・路網整備

○防災・減災対策

流木災害防止に向けた治山対策を行う地域等において、間伐等の施策を実施して、表土の流出や崩壊の発生を未然に防止

間伐による災害防止効果



実施前



実施後

光がさしこみ下層植生が繁茂することで、表面浸食が抑制される

森林の立木の根が太くなり、杭のような働きにより土壌を斜面につなぎとめる

治山事業（公共）

【19,500百万円】

対策のポイント

九州北部豪雨等による流木災害の発生を受けて実施した緊急点検により流木対策が必要と判明した流域の森林において、流木捕捉式治山ダムの設置など総合的な流木対策を実施

<背景／課題>

- ・集中豪雨等による山地災害が全国各地で頻発しており、国民の生命・財産を守るため、さらなる災害の発生防止に向けて、荒廃山地の復旧整備等を実施する必要があります。
- ・特に、平成29年7月九州北部豪雨等による流木災害の発生により甚大な被害が生じており、緊急に流木対策を推進する必要があります。

政策目標

○周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の増加
(5.5万集落（平成25年度）→5.8万集落（平成30年度）)

<主な内容>

流木防止緊急対策

19,500百万円

九州北部豪雨等による流木災害の発生を踏まえ、緊急点検により選定した早急に流木対策が必要な森林等において、

- ・流木捕捉式治山ダムの設置
- ・間伐等による根系等の発達促進
- ・流木化する可能性の高い流路部の立木の伐採
- ・流木捕捉式治山ダム管理道の設置

等の対策を、関係機関と連携を図りつつ効果的に推進します。

復旧治山事業	16,816百万円
緊急予防治山事業	400百万円
国費率：10/10、1/2等	
事業実施主体：国、都道府県	

[お問い合わせ先：林野庁治山課（03-6744-2308）]

九州北部豪雨等による流木災害の発生を受けて実施した緊急点検により流木対策が必要と判明した流域の森林において、流木捕捉式治山ダムの設置など総合的な流木対策を実施

課題

【集中豪雨等による被害】

近年、集中豪雨や地震による山地災害が各地で頻発。本年においても九州北部豪雨をはじめとする梅雨前線による集中豪雨等により各地で山地災害が発生。



【平成29年の林地荒廃被害】（平成29年12月1日現在）
林地荒廃 2,274箇所 被害額 618億円

【流木災害の発生】

近年の豪雨災害においては、記録的な豪雨により、山腹崩壊等に伴う大量の流木が発生し、下流に甚大な被害をもたらした。



H29年 九州北部豪雨による流木被害

H28 年台風10号による流木被害

対策

○流木防止緊急対策

緊急点検により選定した流木対策が必要な森林等において、治山対策検討チームの取りまとめを踏まえた対策を実施。



流木捕捉式治山ダムの設置



流木化する可能性の高い立木の伐採



管理道の設置



森林の密度管理

○関係機関との連携

国土交通省と連携し、上下流一体となった対策にも取り組む。